

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 5 日

第 1 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 8 年 第 1 回世羅町議会定例会 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 5 日

午前 9 時 00 分開会

於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|----------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 仮議長の選任を議長に委任することについて |
| 第 4 | 同意第 2 号 | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 第 5 | 同意第 3 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 7 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 8 | 議案第 3 号 | 令和 7 年度世羅町一般会計補正予算 (第 8 号) |
| 第 9 | 議案第 4 号 | 令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 10 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 11 | 議案第 6 号 | 令和 7 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 12 | 議案第 7 号 | 令和 7 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 13 | 議案第 8 号 | 令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 14 | 議案第 9 号 | 町道路線の認定について |
| 第 15 | 議案第 10 号 | 町道路線の変更について |
| 第 16 | | 令和 8 年度施政方針と予算の概要について |

第 17	議案第 11 号	過疎地域持続的発展計画の策定について
第 18	議案第 12 号	世羅の宿ひがしの指定管理者の選定について
第 19	議案第 13 号	財産の無償譲渡について
第 20	議案第 14 号	世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 21	議案第 15 号	シャンテパーク新山設置及び管理に関する条例を廃止する条例
第 22	議案第 16 号	世羅町手数料条例の一部を改正する条例
第 23	議案第 17 号	世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
第 24	議案第 18 号	世羅町公告式条例の一部を改正する条例
第 25	議案第 19 号	世羅町行政手続条例の一部を改正する条例
第 26	議案第 20 号	世羅町税条例の一部を改正する条例
第 27	議案第 21 号	世羅町手話言語条例の制定について
第 28	議案第 22 号	世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について
第 29	議案第 23 号	世羅町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 30	議案第 24 号	世羅町債権管理条例の制定について
第 31	議案第 25 号	世羅町建設事業分担金の徴収について
第 32	議案第 26 号	令和 8 年度世羅町一般会計予算
第 33	議案第 27 号	令和 8 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
第 34	議案第 28 号	令和 8 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
第 35	議案第 29 号	令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
第 36	議案第 30 号	令和 8 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
第 37	議案第 31 号	令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

8番 上本剛 9番 松尾陽子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷保
商工観光課長	山崎誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
囑託書記	貞光有子		

【3月5日 議案審議 1日目】

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） 開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和8年第1回世羅町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

春爛漫、世羅町も百花繚乱の季節を迎えようとしています。町内では3日に世羅高校の卒業式が、また明日は各中学校、19日には各小学校、そして保育所、幼稚園、こども園においても随時開催をされるところでございます。次のステージに旅立つ皆様にお祝いを申し上げたいと思います。

現在、国際情勢、特にイランとその周辺各国の紛争につきましても危惧をしているところでございます。早く終息することを願うばかりでございます。

先月までは、ミラノコルティナにおいて冬季オリンピックが開催され、メダルラッシュに盛り上げました。続きまして、パラリンピックの開催となります。皆さんでしっかり応援をしたいと思うところでございます。また、野球においてはWBCワールドベースボールクラシックが始まり、第1ラウンドでは日本は明日初戦を迎えます。しばらくは熱い応援の日々になりそうでございます。

このたびの定例会においては、議案審議からのスタートとなりまして、同意2件、諮問2件、令和8年度の予算等合わせて多くの議案を上程してございます。その後、一般質問も多岐にわたりご質問いただきます。どうか慎重審議の上、お認めいただくよう切にお願いをし、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12名であります。

定足数に達していますので、これより 令和8年第1回世羅町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

1月22日開催の「令和7年度広島県町議会議長会広報クリニック」に、2月17日に開催の「令和7年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告をしておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した請願書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和7年11月分、12月分、令和8年1月分に関する「例月出納検査結果の報告書」、令和7年12月実施の「定例監査の結果報告」及び令和8年1月実施の「随時監査の結果報告」が提出されています。

写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 上本 剛議員、9番 松尾陽子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの「19日間」にしたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「19日間」と決定いたしました。

日程第3 仮議長の選任を議長に委任することについてを議題といたします。
お諮りいたします。地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

この会期中における仮議長に、8番 上本 剛議員を指名いたします。

日程第4 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案4ページをお開きいただきたいと覆います。

同意第2号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、次の者を教育委員会教育長に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和8年3月5日 提出

世羅町長 奥田正和

氏 名 早間 貴之

生 年 昭和35年

住 所 世羅町大字小世良

任 期 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由でございます。

教育長の早間貴之さんが、令和8年3月31日をもちまして任期満了となります。教育委員会教育長の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

早間貴之さんの経歴でございますけれども、任期満了となる早間貴之教育長について、引き続き教育長として再任することについてお願いするものでございます。

教育長は長年にわたり教職に携わり、世羅町立世羅小学校の校長を最後に退職されるまで本県学校教育の充実に尽力をされました。

その後、令和5年4月からは、本町教育長として学校教育及び社会教育における教育行政の要として、本町教育の推進に取り組まれております。とりわけ学校教育に対する志は高く、現場経験に裏打ちをされました豊富な知見を有し、教職員や保護者を初めとする学校関係者からの信望も厚い人物でございます。また何事にも積極的に取り組む姿勢と強い責任感を備え、人格高潔で、教育行政に関する確かな判断力と見識を有しておられます。

経歴の中身といたしましては19年間の教諭経験の後、福山市や尾道市におきまして、管理職を歴任するなど、他市の教育行政においてもその動向に高い見識を有されております。この経験から、本町の教育行政を進める上で大きな強みとなるところでございます。

これまでの教育長としての実績、また今後も継続して本町の教育の充実、発展に取り組んでいただける意欲を踏まえ、引続き教育長として再任することが適当であると考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は、 11 名であります。

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員
4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 7 票

反対 4 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、早間 貴之（はやま たかゆき）さんを同意することに決定しました。

日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案5ページをお開きください。

同意第3号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和8年3月5日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 廣島 正章

生年月日 昭和46年

住所 世羅町大字宇津戸

任 期 令和 8 年 3 月 24 日から令和 12 年 3 月 23 日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の廣嶋正章さんが、令和 8 年 3 月 23 日をもって任期満了となるので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

廣嶋さんにつきましては、現在教育委員としてご活躍いただいております。再任を求めるものでございます。

廣嶋さんにつきましては、令和 4 年 3 月より教育委員として任務に当たっていただいております。地元の建設業経営者でもある傍ら P T A 会長を歴任され地域の役も担うなど、非常に幅広い経験をお持ちの方であり、教育委員として適切な意見も述べられております。

また、現せらひがし小学校への学校統合に向けた協議が行われた際には、P T A 会長として検討に加わったことから、今後の学校再編等に関わる協議についても貴重な意見をいただける人材でございます。

履歴につきましては、宇津戸小学校 P T A 会長、世羅郡 P T A 連合会副会長、甲山中学校 P T A 会長、世羅高等学校 P T A 副会長を歴任され、教育現場への造詣が深い方でございます。その他、世羅町の商工会、世羅国際交流教育ネットワーク、世羅郡剣道連盟の指導員や宇津戸の神祇保存会など、さまざまな活動に積極的に取組まれており、幅広い観点から本町教育の推進にご尽力いただけるものと期待しており、教育委員として適任であると考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は、 1 1 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の

方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員
4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 8 番 上本 剛議員
9 番 松尾陽子議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 10 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、廣島 正章（ひろはた まさあき）さんを同意することに決定しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案6ページをお開きください。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和8年3月5日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 山口 さつき

生年 昭和33年

住所 世羅町大字津口

提案理由でございます。

人権擁護委員の山口さつきさんが、令和8年6月30日をもって任期満了とな

るので、引続き法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

山口さんの経歴といたしましては、昭和57年に世羅町役場に採用をされております。その後平成31年世羅町役場を退職されてございます。

山口さんは令和5年から現在に至るまで1期3年にわたり人権擁護委員として在任し、人権啓発活動及び人権相談活動を始め、広く人権に関わる活動に携わっておられます。信望は厚くまた、人格、識見等も高く、委員として適任であると考えておるところでございます。山口さんの再任をご提案させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は、 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますの

で順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員
4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員 以上でございます。

（点呼順に投票）

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番 藤井照憲議員
11 番 田原賢司議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 0 票

反対 1 票

以上のおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、山口 さつき（やまぐち さつき）さんを適任とすることに決定しました。

日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

てを議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案 7 ページをお開きください。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 大原 俊哉

生 年 昭和 34 年

住 所 世羅町大字下津田

提案理由でございます。

人権擁護委員の佐々木千歳さんが、令和 8 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、新たに法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

大原俊哉さんにつきましては、経歴といたしまして、昭和 59 年に高宮町の川根小学校から教諭として勤務を開始されました。平成 22 年には、校長として三次市の学校を 3 校歴任されております。令和 2 年に退職となられまして、現在では三次市教育委員会の相談員としても勤務されているところでございます。

大原さんにつきましては、豊かな知識と人間性を持ち、加えてその人柄は非常に温厚で包容力がございます。また、長年の小学校及び中学校での勤務では、児童・生徒のさまざまな人権問題に関わってこられ、人権擁護活動への熱意にあふれた方でありまして、人権擁護委員として適任であると考えております。大原さんの諮問についてご提案させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 11 名であります。

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票 及び 賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員
4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 亀田知宏議員
2 番 佐倉悠希議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 10 票

反対 1 票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、大原 俊哉(おおはら としや)さんを適任とすることに決定しました。

日程第 8 議案第 3 号 令和 7 年度世羅町一般会計補正予算(第 8 号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 8 ページをお開きください。

議案第 3 号

令和 7 年度世羅町一般会計補正予算(第 8 号)

令和 7 年度世羅町一般会計補正予算(第 8 号)を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 126,820 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 12,601,158 千円とするものでございます。

歳入は、町税 18,834 千円、利子割交付金 1,927 千円、配当割交付金 2,399 千円、株式等譲渡所得割交付金 3,138 千円、地方消費税交付金 37,588 千円、分担金及び負担金 2,657 千円、財産収入 45,608 千円、寄附金 7,299 千円、町債 75,600 千円を増額し、地方譲与税 686 千円、法人事業税交付金 1,933 千円、ゴルフ場利用税交付金 233 千円、環境性能割交付金 9,085 千円、使用料及び手数料 2,498 千円、国庫支出金 48,749 千円、県支出金 33,867 千円、繰入金 194,437 千円、諸収入 30,382 千円を減額するものでございます。

歳出は、衛生費 56,706 千円を増額し、議会費 2,902 千円、総務費 24,291 千円、民生費 30,836 千円、農林水産業費 42,838 千円、商工費 14,085 千円、土木費 33,062 千円、消防費 6,274 千円、教育費 14,460 千円、災害復旧費 3,700 千円、公債費 6,108 千円、予備費 4,970 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 45 分いたします。

.....

休 憩	10 時 25 分
再 開	10 時 45 分

.....

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引続きまして一般会計補正予算（第 8 号）を議題いたします。先ほど提案をいただきましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） それでは補正予算書 67 ページをお願いします。民生費です。私立認定こども園施設型給付費交付金、約 1861 万円の増額。この増額の要因。児童数の増とか、処遇改善加算など、そういった要因を伺います。

それとその後、地域子ども・子育て支援事業補助金、これ約 151 万の減となっております。これの具体的要因。利用実績の減によるものなのか、国や県の補助金の確定精算によるものなのか、その内訳をお願いします。また支援体制の影響も気になるところです。利用減が、継続傾向であるならば、支援ニーズの把握とか、周知方法の見直し検討も必要となってきます。そのあたりのご説明をお願いします。

さらにその下に私立保育園等保育料金補助金、これが 160 万円減となっております。この減となった理由、対象児童数の減少によるものなのか、それとも何か制度上の見直しによるものなのか。またその減額によって、保護者負担が増える世帯があるか、そのあたり。園児数の動向も気になります。利用者減であればそのあたりの説明を伺います。

それともう 1 点、107 ページをお願いします。給食センター運営費です。107 ページ、109 ページになります。給食センター運営費及び運營業務委託料の増額理由について伺います。昨年 3 月に竣工して開業間もない施設となります。合わせると約 1400 万円の増額となっております。開業前に積算したそれぞれの当初見込みとの差、何が主因なのか、運営費においては食材とか光熱費等、想定されます。また、委託料においては、当初委託契約金額がいくらで、いくらになるというその増額の理由ですね。契約変更、仕様変更とか、人件費の単価の見直しとか、増額内訳を示してください。

またその契約の構造確認として物価変動リスクが、契約上どのように整理されているのでしょうか。物価上昇分は町が負担する仕組みになっているのでしょうか。そのあたりを具体的にご説明願います。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 私からは、67 ページ民生費、児童福祉費、保育所運営費の中の私立認定こども園施設型給付費交付金の 1861 万 3000 円の増からお答えします。

この私立認定こども園施設型給付費交付金でございますが、子ども・子育て支援新制度に基づきまして、教育、保育給付認定を受けた子どもが施設を利用する際に、国・県・市町が運営費の一部を補助する制度でございます。園児の年齢、

認定区分、開園時間、職員配置等の公定価格に基づき算定されておりますが、公定価格というものが人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与改定に連動し、例年12月頃に見直しがされるものでございます。この公定価格の上昇と処遇改善加算対象の事業、資質向上の計画や研修の実施であるとかの増加による増額補正となっております。こちらにつきましては歳入の23ページ民生費、国庫負担金、子どものための教育・保育給付交付金が1249万7000円の増額となっておりますし、27ページ民生費、県負担金子どものための教育・保育給付交付金が344万3000円の増額ということで提案をさせていただいております。

続きまして地域子ども・子育て支援事業補助金の151万1000円の減額についてでございます。こちらは私立認定こども園で行っていただいております病児・病後児保育事業、これ毎月していただいております。あと一時預かり事業、子育てひろばなど地域拠点事業などの実施に要する経費に対して補助するものでございます。毎月行えないところが少しありましたが、極端に回数が減っているものではございません。経費に対して補助するという事なので実績による減額であります。ですので、支援が少なくなっているということではないと考えております。

次に、私立保育園等保育料補助金の160万円の減額についてでございます。私立認定こども園に通う児童の、国の無償化対象外であります0歳から2歳までの保育料を補助するものでございまして、利用児童数の減少による減額でございます。令和7年当初1102人延べで、予算計上しておりましたが、延べ人数1006人の見込みとなったものによるものでございます。以上でございます。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） それでは、給食センター運営費のうち、委託料給食センター運營業務のところについてお答えをいたします。

まず、この補正金額にあたりましては、運営費全体15年間分でございますが、この契約金額の変更がございまして、全体で言いますと、変更前が17億1014万5228円。それから変更後18億1014万4823円となります。この差額は9999万9595円、この増額でございます。

先ほども申しましたとおり、この増額分は契約期間の15年分全体にかかるも

のでございます。なお、この主因ですが、排水処理方法の変更、浄化槽による排水から下水接続に変えたもの、及び物価変動に伴う変更。この2つが主因となっております。

この15年間全体の増額分のうち、今回の補正予算におきましては、令和7年度分の支払額、こちらが1億3530万円。そこから変更契約の後に支払い予定の額といたしましては、1億4272万501円となり、この差額であります742万501円でございますので、その差額分の補正をお願いするものでございます。

また2点目のこの差額分、町が支払うものであるかということでございますが、このことにつきましては、学校給食センターの管理運営業務委託契約、ここに示されております。物価改定におきましては、毎年行うものとし、前回の改定時の指標から1.5%以上の変動があった場合に、改定するということが定められております。この場合の増額分については、町が負担するものであるということになります。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 続いて93ページお願いします。93ページの消防費、火災訓練等出動が150万円増額となる一方で団員報酬が7万6000円の減となっております。そもそもこれが何に使われたものかはわからないのですが、出動増であれば、団員の活動は増えていると理解するんですが、報酬減額との整合ですね、そのあたりをご説明お願いします。

それと、87ページお願いします。87ページ商工費です。商工費、新規創業支援事業補助金です。これが約218万円の減となっております。当初見込みの件数と、実績件数をまず伺います。仮に申請件数が想定を下回ったのであれば、その要因をどのように分析しているのか。創業は雇用創出や税収確保にもつながる重要施策と考えます。現在の本町における創業動向をどのように認識しているのか。創業支援は、町内経済循環の強化につながっていると評価しているのでしょうか、そのあたりを伺います。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升旗真路） それでは私のほうから 93 ページの消防費の関連でございます。団員報酬につきましては、これは年額の関係、これの残金ということで補正をさせていただいております。

95 ページの火災訓練等出動につきましては、今年度につきましてかなり火災が多く、ご承知いただいているかと思うんですが、かなりその他火災等が増加をしましてこれによりまして訓練等の出動の部分に負担を生じたわけでございます。したがってこの度 150 万円の増額という形で計上させていただいているものでございます。以上でございます。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 私からは、87 ページの新規創業支援事業補助金についてお答えをします。まず、当初予算ではこちらにつきましては 1 件 50 万円の 5 件ということで計上を予定をしておりました。実績としましては、今のところ 1 件の 31 万 8000 円という状況でございます。枠としてはとっておったんですけれども、そのときの新規開業される状況、そういったいろいろな状況によりまして変動があるものとしておりますが、そのこの 2 つ下の未利用資産活用支援事業補助金、こちらは減額としておりますけれども、ある意味新規に立ち上げられる方であっても、別な有効な補助金に切替えてということでもご案内をし、取組まれているところがございますので、有効なところの支援をつなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○9 番（松尾陽子） （挙手）

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） 民生費の 61 ページ、タクシー事業者福祉車両導入促進事業補助金、これが 162 万円当初予算で上がっていて、全額ここで減額補正というふうになっておりますけれども、ずっとその前の年も断念というか、次の年に準備をするということで先延ばしになっていた部分が、今回この事業自体を断念をされたのかどうかという点と、また来年度の予算で募集をかけられるのか。そういうことも併せて予算で聞けばいいんですけど、この場でお聞きしたいのと、その下の定額減税補足給付金と介護保険事業特別会計がかなり多額の減額

補正となっております。この理由についてご説明を願います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは私から 61 ページのタクシー事業者福祉車両導入促進事業補助金について、減額の理由についてお答えをいたします。

この補助金につきましては、町内のタクシー事業者の皆様にも、福祉車両の導入を促進していくために設けた補助金制度でございますが、議員ご指摘のようにこの 2 年間、車両の導入の意向はありながらも、いざ申請につながらないという状況がございました。また令和 8 年度につきましては、この後提案させていただきますが、当初予算におきまして、また車両の導入補助金を計上をさせていただいております。これについては町内の事業者のほうから、導入の意向、車両の切替えに併せて導入の意向が来年度あるということで、この度減額補正をさせていただいております。

続いて、繰出金の介護保険事業特別会計の減額補正につきましては、特別会計の介護保険事業会計におきまして、給付の見込みが減ったことによりまして、繰出金の減額補正をするものでございます。

定額減税補足給付金の減額につきましては、当初の見込みの人数を大幅に下回る申請がありました。というのも、転入の関係の対象者の方につきましては、前住所地での課税の状況を調べる中で対象にならなかったケースが多かったということで減額としております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） それでは、まず 81 ページ畜産振興費の中の、畜産環境対策支援事業補助金 146 万 8000 円の減額。これはある程度事業者に意向を聞いた上で補助金の設定がされたというふうに聞いておりましたが、なぜこのような減額になったのか。

89 ページ商工費の中のインバウンド推進事業補助金 250 万円の減額、これ予算が 480 万円程度の計上があったと思うんです。これもモデルツアーとか、通訳養成とかそういった形で計画をされていたというふうに思っておりますが、

なぜこれほど大きな減額になっているのか、ツアー等がうまくいかなかったのか、この辺のところも併せてご説明をお願いいたします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 私のほうから 81 ページ、6・1・4 の畜産環境対策支援事業補助金の減額についてご説明をいたします。

こちらの補助金につきましては議員おっしゃるとおり、当初予算を組むときに各事業所のほうに一応の確認はしておりました。これについて実際使うというときにそこまで影響がなかったとか、それから他の補助事業があった。これは事業者同士でございますが、のほうがありまして、この事業を使わないということがありました。使われなかった事業者のほうへは、町のほうから一応確認をさせていただきまして、今回の減額ということにさせていただいております。以上でございます。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） それでは私からは 89 ページのインバウンド推進事業の補助金の減につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、まず観光庁の補助事業に対する、それに採択されたものに対します町としての補助金、これを当初予算におきましては 3 件を見込んでおりましたけれども、結果的に採択は 1 件という結果に終わりました。そういったことで、大きなものとしましてはその件で減額の 250 万という結果に至った次第でございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございますか。

○2 番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） 12 ページ、13 ページの町税、町民税の増額の主な要因と、あとは 79 ページの一番下段にある新規就農者育成総合対策補助金 963 万 3000 円の減額の理由をお伺いします。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） それでは私のほうから 12、13 ページの町税についてでございます。大きなものにつきましては、町民税の個人にかかる現年度課税分が多くなっております。こちらの要因なんですけれども、こちらは 12 月の補正で約 3000 万の増額をしているところではございますけれども、こちらにつきましては当初、6 年度課税において物価高騰であったりとか、給付制限などの課題が多く厳しい状態が続くということを見込んで、今年度の課税状況では、ちょっと抑えていたところではございますけれども、多くは営業所得、また農業所得、雑所得等の増額が多くなりました。

また、所得の構成によりまして町民税の増額となっております。また、これから見まして収納率が当初と変わらず 99%を見込んでおりましたけれども、今回、1 月末の同時期と比べましても 1.85%と高い収納率を推移しているところがございます。以上の理由から今回の増額補正となったものでございます。以上でございます。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 私のほうからは 79 ページ一番下段にあります新規就農者育成総合対策支援補助金についての説明をさせていただきます。

こちらにつきましては当初計画上で言いますと、2 名の方が対象となっております。これはちょっと内訳がいろいろあるんですが、運営開始をされる開始資金、また運営をしていく資材等を買う発展支援事業資金、こういったものを組んでおりました。ところがお二人とも今のところ、開始前になりましてそれぞれの都合によりまして、開始を 1 人は 1 年遅らせる。もう 1 人につきましては今のところちょっと断念を、中断をしたいというお話がありました。開始見込みはこの方は聞いておりませんが、ご家族等とのお話合いの中で今のところ断念をするということがありました。よりましてまず開始資金につきましては全額落とさせていただきます。また続きまして施設等の設備でございますが、これも 1 名の方は断念ということでございますので、そのまま落とします。もう 1 名の方は来年度に向けて申請をもう一度するという事なので、施設が非常に小さいものだけを今、購入をされているということでありまして、こちらにつきましては大幅な減となっておりますが、1 名の方は、来年度以降で再起されるということ

でございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） ページ数で申し上げますと、23ページの下側に総務費国庫補助金というのがあります。その中で、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金という、これ1478万3000円減額になっているわけなんですけど、この物価対策として非常に効果的な補助金がもらえると、このように見ておったんですけども、これなぜ減額になるのか。減額になるとしたら、よく申請がなかったと、このような答弁がよくあるんですけど、なぜなかったのか、その辺も含めてご答弁をお願いします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。23ページの国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の1478万3000円の減額についてでございます。この物価高騰の交付金につきましては、現在令和6年度補正分であったり、令和7年度分つい最近の令和7年度補正分といくつかの国からの物価高騰の交付金が現在も動いているところでございますが、今回の1400万の減額の主なものは、先ほど福祉課長からご答弁がありました61ページの定額減税補足給付金、通信運搬費の23万3000円の減額、及び同じく61ページの3・1・1・18定額減税補足給付金の1455万円の減額。この二つを合わせた減額分が主な国庫補助金の減額理由でございます。なおこの国庫補助金につきましてはこの金額が世羅町に交付されるというふうに決まってくるもの、たとえば世羅町で言えば商品券の発行であったり、先ほども産業振興課の関係の飼料価格高騰対策であったり、企画の関係の地域公共交通燃油高騰等のさまざまな事業を行う交付金というものにつきましては、国が限度額を定めて交付してまいりますけど、先ほど申し述べました定額減税補足給付金につきましては、国が全自治体に実施を求めているものでございますので、実績に基づき国から交付があるものでございます。ですので、実績のとおり金額が国から交付されるものでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 私のほうからは、51ページ総務費、総務管理費の中の諸費、犯罪被害者見舞金、こちらの内容と内訳ですよね。

それと73ページ衛生費、保険衛生費の中の環境衛生費の負担金のところにありますシャワーヘッドの補助金と宅配ボックス、こちらの成果のほうが実際どうなったのかという内容を教えてください。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） それでは、私のほうから11番 田原賢司議員のご質問でございます。ページ51ページ、総務費、総務管理費、諸費のところがございます扶助費10万円についてご説明を申し上げます。

この扶助費、犯罪被害者見舞金につきましては、世羅町犯罪被害者等支援条例及び世羅町犯罪被害者等支援条例施行規則に基づき、事件、事故に遭われたご本人または遺族に対して給付を致す制度でございます。この度、世羅町におきまして1件、事件に遭われた方がいらっしゃいましたので、その方に対しまして10万円を給付をさせていただくものでございます。以上でございます。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 私のほうからは73ページ、シャワーヘッド買替補助金、それから宅配ボックス購入補助金の成果、交付件数について答弁申し上げます。

シャワーヘッド買替補助金につきましては、12件交付をいたしております。宅配ボックス購入補助金につきましては7件交付をしております。当初の予定、予算上はそれぞれ20件を見込んでおりましたが、想定より少ない交付にとどまったところでございます。以上です。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） これは目標はどちらも 20 件ということで。続きまして 87 ページ商工費の商工振興費の中の、補償、補填及び賠償金のところの補償金、こちらの内容を教えてください。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） こちらの補償、補填及び賠償金につきましてお答えをいたします。こちらは、中小企業融資制度による広島県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補填ということでなっております。こちらは契約に基づいてということになっております。

返済不能となった場合の代位弁済を行う場合、その信用保証協会と町とで契約を、負担割合を、契約を締結しておりまして、その率に応じて補填するものでございます。以上でございます。

○11 番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） 要は倒産等されて事業の続行が不可能になったといった分ではこれに対して町のほうの契約に基づいて補填するということでございます。以前ですと議会のほうへ全協等を通じてこの案件については説明しておったかと思えます。これ町内の事業者がそういったことになれば大なり小なり町民の方へある程度の影響が出るということも含めて、以前議会から再三再四、ご忠告を受けて以前は説明しておったかと思えます。この度ちょっとこのことについて説明がなかったわけなんですけど、この事業者に対して町としてどのようなアプローチをこれまでとっておったか、そういったリスク管理等を含めてしておったのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。どういう動きをとっておったかという部分につきましてお答えしたいと思います。これにつきましては、金融機関がそちらにおきまして、取立てといたしますか、そういったところをされていくわけなんですけども、最終的に返済不能となったということで、その以前の状況につきましては町のほうへは報告はまいりません。結果的に不能となったと

ということでの通知でございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 通知がない。以前は全協説明されていましたが、通知がないことないでしょう。わからないということ？事業者に対して、聞いてないということ。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 以前全協説明をされていたというその説明の時点におきましても、最終的にこれだけの補填をしてくださというのが信用保証協会から来た時点で説明をしておいたものだと推測するものでございます。ですから通知といいますのは、今年度におきましては2件ございましたけれども、結果、代位弁済がどうなったということでの通知に基づく補填でございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 減額の予算で確認したいんですけれど、要は当初に見込んだものが減額になっているわけなんですけれど、それらがどんな理由でなったか。事業効果として全く影響が出てないと。当初の間違いでしたというようなことじゃ済まされないと、このように思うんですけれど、まず49ページ自治センター費でございます。指定管理業務の委託料が566万8000円減額になっているんですけれど、これがセンターの業務で問題がなかったかどうか。

次に71ページの予防費の感染症等予防対策業務費、これはコロナが5類に変わって感染症としてワクチン等の受診が少なくなったという見込みは感じるんですけれど、350万円の減額というのが、どういう効果というか、相変わらずコロナ、インフルエンザが流行している中でこの減額は何でこういうことになったのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、99ページ学校管理費、いつもご質問するんですけれど、当初予算で会計年度職員、この必要性を皆さん言われます。最終的にこういった減額がよくあるわけなんです。理由としたらですね、募集をしたけど応募がなかった。じゃあ、教育現場はどうだったのかということのところの問題だと思うんです。特に発

達支援等の支援ということで、この会計年度職員の採用というので対応されるようなんですけれど、学校現場は大丈夫かというのを伺いたしたいと思います。以上でございます。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 私からは、49 ページ自治センター費の委託料でございます指定管理業務の減額についてお答えいたします。

今回委託料、指定管理業務につきまして 566 万 8000 円の減額をさせていただく主な原因といたしましては、まず指定管理料、修繕費として組んでいたもの、これは 10 万円以下の軽微な修繕については、この指定管理料の中でご対応いただくようお願いしておりますが、今年度はこの指定管理料でご対応いただく修繕自体が少なかったこと、また別の財源を縮減する中で進めていただいたこと、これによる減額がおよそ 130 万円。また指定管理料の中の人件費部分、これはセンター長がご家庭の都合で 1 週間まるまるのご出勤が難しくなった自治センターが 1 か所あったこと。また募集はしてはしましたが、地域スタッフの採用が年度途中からになった自治センターが 1 か所ございましたので、そのことによる人件費及びそれに伴う通勤手当、給与計算委託料等の減額がおよそ 430 万円。これらの合算であります 560 万円の減額をお願いするものでございます。

影響がなかったかという部分につきましてはセンター長の勤務が少なくなったところにつきましては、地域スタッフの方がその分勤務を増やされてのご対応された。また、地域スタッフの募集をしたがなかなか採用がなかった部分については、ここについてはセンター長が大変苦勞なさっておられたというふうにお聞きしておりますが、年度途中からお 1 人採用が決まった。そういった状況でございます。以上でございます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは、71 ページの予防費、感染症等予防対策業務の 350 万円の減額についてでございます。

こちらは新型コロナワクチン接種についての助成額を減額したものになりますが、当初予算においては、コロナの接種者を 1300 人分、接種率は約 2 割で計

上をいたしておりました。といたしますのが、令和6年度定期接種となってから、令和6年度の接種率が2割という状況でございましたので、当初予算もそのまま2割で計上をいたしておりました。現状、接種率を見ますと、約1割に減少をしております。そのため大きく減額するものでございます。この接種率が2割から1割に減少したという、その大きな要因といたしましては、令和6年度に国からの助成金がございましたが、令和7年度からその助成金のほうが廃止となりまして、自己負担のほうが3割負担ということで、かなり大きくなってしまったことが要因だと考えております。以上でございます。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） それでは99ページ報酬の会計年度職員のところについてお答えをいたします。

この減額につきましては、途中での退職分、また欠勤分でございます。なお今年度におきましては、予定していた会計年度職員の配置につきましては、全て配置した状態でスタートを切っておりましたが、今ご説明したような途中退職が出たり、欠勤分があったり、そういったものを減じるものでございます。この影響につきましては、学校のほうで組織的に対応する。そういった中で、子どもに対して必要な支援が行われなないということがないような取組みをしておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 47ページの委託料、システム改修業務の3248万円の減額の理由と、75ページの下の辺りの使用料及び賃借料のシステム利用料の593万1000円の減額の理由をお伺いします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。私からは、47ページIT管理費の委託料、システム改修業務の3248万の減額についてお答えをいたします。

この主な内容といたしましては、標準化移行の延期に伴う契約内容の変更に

よるものでございまして、今年度末までを期限として国が求めておりました標準化移行でございますが、全国的にベンダーのリソース逼迫等により、移行困難な自治体も数多く出る中、世羅町におきましても、R K Kとの契約の中の基幹系業務 20 業務の標準化移行を 1 年間延期という決断をさせていただいたところがございます。

これに伴いまして今年度予定をしていたシステム改修業務分についての減額が主なものになっております。なお、国は当初今年度末までとしておりましたが、先ほど述べましたとおり、全国的な状況も受け、標準化移行に伴うシステム改修費についてはその移行経費の補助も 5 年間の延長ということ为国も示しているところがございます。以上でございます。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 私からは 75 ページ、母子保健費の中の使用料賃借料システム使用料の 593 万 1000 円の減額についてお答えします。

先ほど企画課長からの答弁にもございましたが、基幹システムの住民情報と健康カルテシステムのシステム連携による利用料が基幹システムの標準化延期によりまして利用しないということで全額減額となったものでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○8 番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○8 番（上本 剛） 6 ページの消防費のことについてお聞きします。

保冷温庫調達業務という業務の内容についてと、年内に完了できなかった具体的な理由は何があるのか教えていただきたい。以上です。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） それでは上本 剛議員のご質問でございます。

ページ 6 ページ、繰越明許費補正のところ、消防費、9 款の消防費でございます。保冷温調達業務についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、国の補正によりまして最近いただけるということが

わかって、調達についてはすぐには難しいということで今回、繰越明許として挙げさせていただいております。歳入についてはページ 23 ページの地域未来交付金 24 万 7000 円、歳出についてはページ 95 ページの機械器具購入 49 万 3000 円これが消防団の保冷温庫調達となります。今申し上げましたが、これにつきましては消防団のほうで活動に際して暑いとき寒いときの訓練のときに主に使うもの、また火災出動時の水分補給等に使用するという形で国のほうへ申請をして通ったものでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○1 番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1 番 亀田知宏議員。

○1 番（亀田知宏） 79 ページ、農業振興費から補助金、交付金なのですが、減額になってる補助金交付金が多い中で、鳥獣害防止総合対策交付金事業補助金、これが大きく減っているのと、それから次ページ 81 ページのニューファーマー育成事業補助金、こちらも 200 万ほど減額されてこの理由、それから今度 83 ページ地域農政推進費の多面的機能支払交付金、その上の環境保全型農業直接支払交付金、このあたり減額されている理由をお願いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 私のほうからそれぞれの質問に答えさせていただきます。

まず 79 ページ鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金でございますが、こちらにつきましては、鳥獣から保護するフェンスですね、ワイヤーメッシュ等の購入でございます、こういったものの入札残でございます。今回かなりの数量を買わせていただきましたので、1 枚単価にしていくとこういった数字になるということでございます。

続きまして 81 ページのニューファーマー育成事業補助金でございますが、こちらにつきましては申請者の都合によりまして、これも途中で事業がなくなったものでございます。具体的に言いますと、本人さんが役員になられたり、それから結婚等によりまして中断ということになりました。こういったことでこの事業を使わないということがありましたので減額とさせていただいております。

す。

それから 83 ページ環境保全型農業直接支払い支援につきましては、これは実績によるものでございますが、減農薬等の事業でございます、環境保全のですね。これが当初見込んでおったものの機械購入等が一応デモ機は皆さんでしたんですが、思ったほどの能力を発揮しないんじゃないかということで、こちらの購入がなくなりました。これで減額となっております。

それからその次の多面的でございますが、これにつきましては実績によるものでございます。第 5 期の実績によりまして減額となっております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○5 番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5 番 佐々木浩康議員。

○5 番（佐々木浩康） 20 から 21 ページへ戻っていただいて、町営住宅の使用料が 159 万 9000 円。実際うちの近くの下津田住宅も 4 棟ありまして、1 戸しか入っていないような状況で、いろんな経費がかかっておるんでこれを何とか町営住宅を生かすような考えであるとか、もっと入ってもらうようにしていただくような努力をしていただければなと思っておりますが。

○議長（高橋公時） 佐々木議員、これ 21 ページの 198 万 8000 円の町営住宅使用料、これでよかったですか。

○5 番（佐々木浩康） すみません。間違えました。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設課から 21 ページ住宅使用料 198 万 8000 円の減額についてお答えいたします。

住宅使用料につきましては、住宅の陳腐化による家賃自体のそのもの下落でございますとか、収入者、これによって収入部位によって家賃が決定するわけでございます、収入が前年度に低かったことによる家賃の減少によるものが多いものと見込んでおります。入居者につきましては、当初予算査定時におきましては 202 戸、現在 199 戸でございます、3 件の減少しておりますが、募集人員に対する入居率は概ね 90 パーセントを維持しておりますので、そこそこ入居

されているものと見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○6番（福永貴弘） はい。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 32ページ33ページになります。基金繰入金の財政調整基金1億7000万円の減額となっております。こちらなんですけど、さまざま理由はあるとは思いますが、世羅町としては今、財政調整基金、理想よりも下回っている状況の中、これだけの減額となってしまう要因ですね、それを一番の要因とどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。33ページ基金繰入金の中の財政調整基金の繰入金を今回1億7000万減額させていただくという補正でございます。

これは基金の残高から見ると、基金を取り崩して、今年度予算に使うというものになりますので、この1億7000万円の減ということになれば、基金の残高が増えるという、取崩しが減りますので、使わなかったという。今回の補正では、かなり不用額の減額補正等かけておりますので、一般財源として当初繰入れる予定でございました財政調整基金を1億7000万取崩すことが不要になったということで、計上させていただいているものでございます。なお、今回の補正によりまして、財調の取崩し、当初は4億4000万ございましたが、この3月補正によりまして、3月補正後が1億6900万円まで取崩し額が下がっております。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります

したがって、議案第 3 号 令和 7 年度世羅町一般会計補正予算 (第 8 号) は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 9 議案第 4 号 令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) から日程第 12 議案第 7 号 令和 7 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) の 4 件について関連がありますので「一括議題」といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (高橋公時) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 9 ページをお開きください。

議案第 4 号

令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 92,690 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,774,045 千円とするものでございます。

歳入は、諸収入 1,015 千円を増額し、県支出金 90,628 千円、繰入金 3,077 千円を減額するものでございます。

歳出は、諸支出金 3,200 千円、予備費 489 千円を増額し、総務費 3,077 千円、保険給付費 85,042 千円、保健事業費 8,260 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案 10 ページをお開きください。

議案第 5 号 令和 7 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 6,203 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 672,640 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 6,203 千円を減額し、歳出は、総務費 6,203 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

続きまして議案 11 ページをお開きください。

議案第 6 号

令和 7 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 100,100 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,534,736 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 9,857 千円を増額し、国庫支出金 20,075 千円、支払基金交付金 60,288 千円、県支出金 18,336 千円、繰入金 10,933 千円、諸収入 325 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 3,074 千円、保険給付費 87,900 千円、地域支援事業費 9,126 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

続きまして議案 12 ページをお開きください。

議案第 7 号

令和 7 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 166 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 10,270 千円とするものでございます。

歳入は、サービス収入 286 千円を増額し、繰入金 452 千円を減額するものでございます。

歳出は、事業費 166 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

説明は以上でございます。

○議長 (高橋公時) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は 13 時、1 時といたします。

休 憩 12 時 00 分

再 開 13 時 00 分

(11 番 田原賢司 早退)

○議長 (高橋公時) 休憩を閉じて会議を再開いたします。午前中に引続き国民健康保険事業特別会計から介護サービス事業特別会計の 4 件についてこれより質疑に入ります。

まず議案第 4 号 令和 7 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について質疑はありませんか。

○3 番 (矢山 靖) (挙手)

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） それでは国保のほうから8ページをお願いします。8ページですね、保険者努力支援制度交付金のことです。約139万円の増額となっております。これは国が市町の取組みに対して努力を点数化してその評価に応じて交付金を配当する仕組みと理解しております。世羅町は増えていますね。約139万円増えています。良い評価と受止めたいんですが、その前に確認させてください。金額増でも県内配分調整の可能性もあります。本町のこの評価点数は前年度と比較して何点増減したのか。そして事業追加による加算とかですね、そういったのが入っているのか、そのあたり。あと特定健診受診率とか、糖尿病重症化予防など何の項目が改善したのか、そのあたりも伺います。お願いします。

○議長（高橋公時） 議員の皆様、一つずついきたいと思しますので、今の矢山議員の質問はそれで構いませんが、現在は国民健康保険事業からいきまして、次に一つずつ行かせてもらいます。一括は提案説明だけでございまして、この後は一つずつ行かせていただきます。それでは、答弁をお願いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず今回のこの補正139万4000円の増額につきましては、この交付金は二つの交付金からなっております。一つが事業費連動分、こちらが糖尿病性腎症重症化予防などの事業に対して交付を受けるものでございます。もう一つが、取組評価分、こちらが取組んだことに対して評価をされ、点数化をされて県から配分されるものになっております。今回の補正内容につきましては、糖尿病性腎症重症化予防の補助対象について、一部対象外としておりました部分が対象となったことにより増額となっております。取組評価の関係につきましては、点数評価そのものが毎年内容が変わってまいりますので、年度ごとに点数が現れてはおりますが、それそのもので比較するというにはちょっとになっておりませんので、今はお示しすることができないんですが、この取組としまして追加等があるかということでございます。令和7年度、この評価ポイント獲得のための新たな取組といたしまして、子ども医療費助成における医療費適正化に関する周知啓発、この項目が令和8年度から

追加されることとなりました。そのため、令和7年度中にこの取組みを実施を開始することにより、8年度に交付を受けるための評価ポイント獲得ということになっております。

高収納率確保の取組みでありますとか、各種事業の展開、こういったもの。また先ほど申し上げましたこういった小さな取組ではございますが、取りこぼしがないように評価ポイントの加算を目指し取組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 引き続き国民健康保険事業に関する質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第4号 令和7年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は 原案のとおり可決されました。

次に 議案第5号 令和7年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第5号 令和7年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定されました。

次に議案第6号 令和7年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） それでは資料の24ページをお願いします。24ページ中段ですね。確か9月決算のときの説明では相談件数が増加して、支援の複雑化が進んでいると説明がありました。今回の訪問介護事業委託料、介護予防給付負担金、通所介護事業補助金はそれぞれ減額となっております。これは、年度末の実績見込みの利用減によるものなのか。それで精算してと理解して良いのか。その場合当初見込みとの差の主因は何なのか、また相談ニーズの増加とサービス利用実績との関係性について、その辺りをどのように整理されているのか伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは私から24ページの介護予防生活支援サービス事業費の初めに委託料を訪問介護事業について、減額の理由をご説明させていただきます。

これは介護保険の要支援者に対する訪問介護事業を世羅町ではシルバー人材センターに訪問型サービスAとして総合事業の委託をしておりますが、現在当初では2名の方のご利用がありました。が年度途中で1名に、要介護の状態になられたということで1名の対象者となったことによる減額によるものです。

続きまして、介護予防給付費負担金につきましては、これは要支援の方に対する訪問型サービスと通所型サービスの利用によるものですが、これも利用者の減少によるものです。介護予防事業の効果もありまして、実際にこのような介護保険のサービスを使われる方が少しずつ減少しておるような状況がありますので、減額に至っております。また通所介護事業補助金の減額につきましては、これは地域で通いの場というのを、サロンを皆さん立上げていただいて、地域支援

員を置いて介護予防の取組を進めていただいておりますが、これは新規での通いの場の立上げの費用と合わせて地域支援員が2人いらっしやったところが1人になったというような事情で減額補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○10番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 12ページ、繰入金の歳入ですけれど、介護給付費準備基金繰入金、セーフティネットで準備金を積立てておられると思うんですけど、この424万5000円の算出根拠と、基金の上限額はいくらぐらいを考えておられるのかお伺いします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは12ページの基金繰入金についてご説明をさせていただきます。

一般会計の繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額補正に伴って繰入金を減額補正するものでございます。介護給付費、地域支援事業費等の減額補正に伴って国・県費の減額が生じ、法定負担分以外の費用を基金から繰り入れるため増額を補正をするものでございますが、基金の上限額というものにつきましては決算議会のときでもいろいろとご質問をいただいたりしておりますけれども、適正な上限額がいくらというのはですね、今はいくらというのは難しいのですが、令和8年度におきまして2度にわたって介護報酬の見直し改定がされる予定でございます。今後、高齢者の人口は減りますが、85歳の高齢者につきましては微増または減少の幅が少ないということもあります。今後、介護サービスをご利用される年齢が世羅町では83歳以上の方が要介護1以上の申請をされておられるケースが多いのですけれども、今後は給付費の増額が見込みがされていきます。来年度、第10期介護保険事業計画を策定するにあたりまして、向こう3年間の見込みを立てる上で基金からの繰入も増えてくると予想されますので、それをもって答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○10番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） もうちょっと聞いていいですか。何か苦しいご答弁なんですけれど、要は介護費の掛け金が高いという声をよく聞くんですけれど、その関係とですね、この準備金の取り扱い、この関係はどのようなバランスがあるんでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 現在世羅町の標準的な介護保険料を5950円と設定をさせていただいておりますけれども、他の自治体を見ましても、他の団体におきましてもそれぞれ基金の持ち方につきましてはまちまちでございます。今後、皆様からお預かりしている介護保険料を適正にサービスに使わせていただきながら、基金とのバランスをとっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 16ページからになるんですけど、今回財源更正が多いかなというふうに思いまして、その理由をお伺いしたいのと、私わかるんですけど財源更正という言葉、専門用語かなと思うので、併せてその説明もちょっとお伺いできればと思います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 今回の介護保険事業特別会計におきます財源更正の要因につきましては、歳出における介護給付費が当初の見込み額の93%の支出見込みとなっております。それによりまして、国や県、また皆様からいただいている保険料また市町の負担金における財源につきまして更正するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第6号 令和7年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号 令和7年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第7号 令和7年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 上下水道課長。

○上下水道課長(広山幸治) 議案13ページをお開きください。

議案第 8 号

令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 13 千円を減額し、収入 281,488 千円とし、収益的支出 2,399 千円を減額し、支出 317,706 千円とするものでございます。

収入は、営業外収益 127 千円を増額、営業収益 140 千円を減額し、支出は、営業費用 1,831 千円、営業外費用 568 千円を減額するものでございます。

資本的収入 4,589 千円を増額し、収入 140,495 千円とし、資本的支出 4,120 千円を増額し、支出 129,119 千円とするものでございます。

収入は、企業債 1,700 千円、補助金 3,250 千円を増額、負担金 361 千円を減額し、支出は、建設改良費 4,120 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 補正予算書 5 ページお願いします。キャッシュフローです。まず経営状況の現状確認について伺います。

当年度純損失が約 3469 万円となっており、また業務活動によるキャッシュフローも 1312 万円の減少となっております。まず、本町の下水道事業における現在の経営状況について、この数値をどのように分析しておられるのか、現状確認を伺います。併せて現行の料金体系のもとで安定的な経営が維持できる見通しであるのかについても説明を求めます。

○上下水道課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治）　ご説明いたします。5ページの予定のキャッシュフロー計算書の記載でございます当年度の純利益につきまして、ただいま3469万4000円の欠損の状況を計上しておりますところでございます。この点につきましては現在、下水道事業会計全体において不足、赤字という状況をお示ししているところでございます。この要因といたしましては、各収入及び支出に計上しております資金を伴わない費用並びに収入がございます。減価償却費用、また収入のほうでは長期前受金戻入といった費目がございます。この部分で12月の補正において、長期前受金の減額補正をさせていただいたところでございます。当初同額を計上させていただいておりましたが、その後精査し、12月で補正をいたしましたものがございます。この資金を伴わない部分における損失といったものがここに表れている状況でございます。この損失をカバーするためには一般会計からの繰入れというような考え方になっていくわけでございますが、年度途中におけるこうしたキャッシュに影響が及ぼさない部分につきましてはそのまま一般会計に頼るのではなくて、この欠損という形でお示しをしたような次第でございます。

この公営企業会計の経営状況についても触れていただきました。現在の料金体系をどう考えるのかというご指摘でございます。現状の運営の状況でございますが、料金収入をもって必要な経費がまかなえきれていないという状況でございます。原価に対する収入でカバーしている収益率等につきましても4割に満たないといった状況でございます。国が示す標準的な理想とする公営企業の下水道の割合としては8割といったような指標、目標も示されているわけでございます。当然そこに向かってめざす経営改善をしていかなければならないという認識ではございます。

ご指摘いただきました料金につきましても、否応なく見直し等の必要があるというふうに捉えているところでございます。今後、また提案をさせていただきます次年度の事業の中でもそういった部分にも触れて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋公時）　他に質疑はございませんか。

○3番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（高橋公時）　3番　矢山　靖議員。

○3番(矢山 靖) もう一点、資金減少と将来見通しについて伺います。資金期末残高が約2億4800万円となり、期首から約2000万円減少しております。今回の減少は、整理補正による一時的なものなのか、それとも一定の傾向として捉えるべきなのか見解を伺います。さらに、今後の中期的な資金収支見通しにおいて資金不足が生じる可能性がないのか、将来的な財政負担の見通しについて説明を求めます。

○上下水道課長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 上下水道課長。

○上下水道課長(広山幸治) ご説明いたします。同じくキャッシュフロー5ページの資金の部分についてご質問をいただきまして、今年度での資金の増減、今約2100万円の減少という形で記載をしているところでございます。この資金についての考え方でございますが、各年度において事業をやっております都合上、起債の借り入れであったり、また補助金等がある場合にはその借り入れのタイミング等が年度をまたぐといったようなことで資金的に増減が生じたりもいたします。また、必ず期末で全てのキャッシュ支払いが完了しませんので、未収金であったり未払い金といったものも計上することでここに各年度で影響が出てくる部分がございます。このキャッシュフローの作成においては、前年とほぼ同じぐらいの未払いは生じるであろうといった形でキャッシュを厳しめに計上させていただいている都合上2000万円余のキャッシュの減という表示になってございます。

この資金規模につきましてご質問をいただきました。期首から期末にかけて2000万円減るのをどう考えるかといった部分でございます。この資金規模につきましてですが、現在公共下水道事業会計全体としての資金規模が約2億7000万円余りで推移しているところでございまして、このような予定のキャッシュフローを記載しているところでございます。

この内訳として内部で整理をしている考え方でございますが、毎年の元利償還金が約1億円弱でございます。また減価償却費について1億4000から5000万という規模の費用計上をさせていただいております、その他にも引当金の科目で約300万円余りの引当金を計上させていただいているところでございます。こうしたものを合計いたしますと約3億円弱の予算規模が出てまいりますけれ

ども、この部分はやはり留保財源的なものとして確保していくべきボリュームになってくるのではないかという認識を持っておりまして、この2億円から3億円の規模でキャッシュは確保した上で事業を行っていきたいというふうに考えてございます。当然ながら一般会計からの繰出しに頼らざるを得ない状況であることは認識しておりますので、実際のキャッシュの支出については厳しく財政規律を持って臨んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります

したがって、議案第8号 令和7年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案14ページをお開きください。

議案第9号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和8年3月5日 提出

提案理由でございます。

既存の道路を新たに町道路線に認定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

町道路線の認定

路線名 広田1号線

等級	認定の区間	延長 (m)	幅員 (m)
その他	世羅町大字赤屋字岩神 323 番 4 地先 ～ 世羅町大字赤屋字岩神 349 番 4 地先	89.0	3.8 ～ 13.4

路線名 広田2号線

等級	認定の区間	延長 (m)	幅員 (m)
その他	世羅町大字赤屋字広田 548 番 8 地先 ～ 世羅町大字赤屋字広田 570 番地先	193.0	4.0 ～ 13.6

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 9 号 町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 10 号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 16 ページをお開きください。

議案第 10 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり変更する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

道路改良事業に伴い変更となった町道路線の起終点を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

町道路線の変更

上段：変更前

下段：変更後

路線名 赤屋陰地線 (路線番号：K 2034)

等級	認定の区間	延長 (m)	幅員 (m)
その他	世羅町大字赤屋字丸山 434 番 5 地先 ～ 世羅町大字赤屋字水越 1266 番 3 地先	2,585.7	3.5 ～ 15.0

その他	世羅町大字赤屋字岩神 347 番 6 地先 ～ 世羅町大字赤屋字水越 1266 番 3 地先	2,625.9	4.0 ～ 15.0
-----	--	---------	------------------

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 10 号 町道路線の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 16 令和 8 年度施政方針と予算の概要についてを議題といたします。

令和 8 年度 施政方針と予算の概要について 説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 令和 8 年度 施政方針

令和 8 年第 1 回世羅町議会定例会におきまして、令和 8 年度当初予算案をご審議いただくにあたり、私の町政運営に対する所信の一端と、当初予算案の概要につきましてご説明申し上げ、議員各位並びに住民の皆様の格別のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、国内においては、静かな有事とも言うべき人口減少が暗い影を落としています。将来的な労働力不足や社会保障制度の持続可能性の低下、経済成長の鈍化等が懸念される中、地方ではこれらに加え、若年層をはじめとする都市部への

人口流出により、社会機能そのものの維持が困難となる地域が顕在化し始めています。広島県においても、転出超過が5年連続で全国最多を記録しており、若年層の県外流出が大きな課題となっています。これらの課題に対し、国や自治体においては、地方創生やこども・子育て支援に取り組んでいるものの、顕著な成果が出ているとは言い難い状況です。今後は、関係人口の創出や人口減少を見据えた持続可能な地域づくり等を一層推進していくことが重要となります。

日本の経済に目を向けますと、名目GDPは600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、これまでのデフレ・コストカット経済から、その先にある新たな成長型経済への移行段階に差し掛かっております。しかしながら、潜在成長力の停滞、物価上昇に追いつかない賃金の伸び、さらには物価高を背景とした個人消費や民間需要の力強さの欠如など、依然として克服すべき課題も存在しております。

国では、こうした現状に対し、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」のもと、誰もが豊かさを実感でき、未来への不安を希望へと変え、安心して暮らせる社会を実現するため、生活の安全保障や物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現等を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策」を昨年11月に閣議決定しました。令和8年度当初予算案は、この経済対策の実行に必要な令和7年度補正予算と一体的に編成され、大幅な増額となっているものの、財政規律にも十分配慮し、強い経済の実現と財政の持続可能性の両立を図る内容とされています。

本町では、「世羅町第3次長期総合計画」を策定し、計画の初年度となる令和8年度は10年先を見据えるうえで非常に重要な一年となります。少子化等による人口減少に加え、物価高やデジタル化の進展等、近年の社会情勢は目まぐるしく変化しており、社会のあり方や価値観も大きく変容しています。こうした変化に伴う新たな地域課題への対応も視野に入れ、この計画の将来像である「つなげる未来 人があつまる ふるさと世羅 ～住み続けたい町・心豊かに健康で安心して暮らせる町～」の実現をめざし、計画に基づく諸施策に取り組んでまいります。また、人が集う「ふるさと世羅」を次世代へとつなぎ、住民一人ひとりが健康で安全・安心を実感できるまちづくりを進めてまいります。

3ページから16ページにかけて、第3次長期総合計画に掲げた5つの

基本目標に沿って令和8年度の施策の内容を詳しく記載しておりますが、この場では基本目標ごとに要約してご説明いたします。

最初に、3ページから5ページの「第1 健やかで幸せな地域づくり」について、申し上げます。

健康増進では、住民の主体的な健康づくりを支援し、検診受診率の向上や予防接種の推進など、疾病・感染症対策に継続して取り組んでまいります。また、公立世羅中央病院を核に地域医療体制を堅持し、昨年12月から始めました移動型医療サービス事業のほか、多様化する地域医療ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実では、地域包括ケアシステムを推進し、引き続き介護予防などに取組むとともに、高齢者等の外出支援や介護認定審査のデジタル化により、円滑なサービス提供に努めてまいります。

子ども・子育て支援では、令和8年度にこども家庭センター「だっこ」を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援してまいります。保育では、新たに「こども誰でも通園制度」を始めるほか、放課後児童クラブの充実やデジタル化による利便性の向上、各種助成による経済的負担の軽減など、今後も安心して子育てできる環境を整えてまいります。

障害者福祉の充実では、合理的配慮の提供に努めるとともに、視覚や聴覚に障害のある方への情報・コミュニケーション支援を充実させ、地域福祉の推進では、複雑化・複合化した地域生活課題に対して、相談者に寄り添いながら一体的に支援してまいります。

次に、6ページから9ページの「第2 豊かな心の人づくり」について、申し上げます。

学校教育では、「基礎学力を確実に身に付けさせる授業の徹底」を基本に、5点を重点として推進してまいります。

1点目の「児童生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を育む」では、授業改善の推進、キャリア教育や校種間連携の充実を、2点目の「夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育てる」では、効果的な育成や特別支援教育、国際理解教育、読書活動等に取り組んでまいります。

3点目の「健康づくりや体力づくりを進め、健やかでたくましい心身を育成す

る」では、引き続き、食育の推進や部活動の地域展開等に取り組んでまいります。また、新たに小学校の給食費無償化を始めてまいります。

4点目の「郷土への愛着と誇りを持った人材を育成する」では、地域と学校の特色に応じた教育活動の展開を、5点目の「教職員が力を最大限に発揮できる環境を整備」では、教育の質の向上とともに、教職員の労働安全衛生管理の徹底を図ってまいります。

なお、小中学校の学校規模最適化につきましては、検討委員会を設置し、現状把握及び調査等を行ってまいります。

社会教育では、「各組織・団体の自主的・主体的活動を支援し促進する」を基本として、次の5点を重点として施策を進めてまいります。

1点目の「社会の変化に対応する社会教育の推進」では、生涯学習活動の推進や図書館機能の充実を図ってまいります。

2点目の「文化・芸術活動の振興」では、文化・芸術に触れる機会の提供や住民活動の支援を、3点目の「文化財の保護及び活用」では、企画展開催や学習機会提供、文化財保護意識の醸成に努めてまいります。

4点目の「スポーツと体力づくりの推進」では、生涯スポーツの普及やスポーツの指導者育成等に取り組み、5点目の「家庭・地域の教育力の向上」では、放課後子供教室の拡充と運営支援等を行ってまいります。

次に、9ページから12ページの「第3 活力ある仕事づくり」について、申し上げます。

町の基幹産業である農業の振興では、担い手の育成・確保、高付加価値化や農地集約化等により、持続可能な基盤づくりを進めてまいります。引続き、国の制度等の活用により農地保全・集落活動等を支援し、併せて生産環境の整備を進めてまいります。鳥獣被害対策では、効果的な被害防止の取組を支援するほか、鳥獣被害対策実施隊の捕獲報償金を拡充し、担い手確保と活動継続を支援してまいります。畜産振興では、引き続き、収益力強化や耕畜連携、周辺環境と調和した畜産経営確立に取り組んでまいります。

林業振興では、国や広島県の制度を活用して、森林資源活用と森林整備等を進めてまいります。

商工業振興では、世羅町商工会等と連携し、経営支援、後継者育成、創業支援、

企業誘致等に取り組んでまいります。

観光振興では、世羅町観光協会や事業者と連携し、観光客数及び観光消費額の増加に取り組んでまいります。また、町の魅力発信を強化し、併せてインバウンドに伴う本町への誘客を戦略的に進めてまいります。なお、町が所有する観光関連施設の整理を進めるとともに、道の駅世羅の拡充に取り組んでまいります。

次に、12 ページから 15 ページの「第4 快適で安全な暮らしづくり」について、申し上げます。

道路整備では、国及び広島県に広島中央フライトロードや国県道の整備促進を一層働きかけ、町道改良では改良中路線の早期完成をめざすとともに、新たに2路線に着手してまいります。また、町道の維持管理では、橋梁やトンネルの長寿命化により、利用者の安全確保に努めてまいります。

上水道事業では、広島県水道広域連合企業団の取組を支援し、公共下水道事業では、施設の整備促進や適正な維持管理、加入促進に努め、併せて持続可能な事業運営をめざす視点で料金改定の検討を進めてまいります。

移住定住では、空き家・空き地バンク制度を中心に進めつつ、現行制度の見直しも含めた施策の効果検証に取り組んでまいります。

また、関係人口の創出・拡大の取組を進めてまいります。

生活の安全確保では、防災意識の高揚や消防団活動の充実、減災体制強化に、交通安全・防犯では、交通事故や犯罪被害の未然防止等、安全安心の向上に取り組んでまいります。

循環型社会・脱炭素社会の形成や環境保全に係る諸事業に継続して取組み、公害防止対策では、宇津戸臭気問題の解決を図るとともに、その他の地域も含めて良好な環境の確保に努めてまいります。

公共交通では、地域公共交通計画に基づく着実な事業の推進とともに、せらまちタクシーの利用促進を図ってまいります。

最後に、15 ページから 16 ページの「第5 協働のまちづくり」について、申し上げます。

人口減少・高齢化が進む中、地域コミュニティの担い手不足や自治活動の継続等の課題を抱えており、地域とともに持続可能な住民自治のあり方を議論してまいります。また、自治センターを管理している住民自治組織には適切に助言や

支援を行い、併せて自治センターを拠点とした住民主体の学習活動等の支援にも努めてまいります。

このほか、人権教育・啓発の推進、男女共同参画行動計画の策定を進め、多様性を尊重するまちづくりを推進してまいります。

以上、第3次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿って取組む施策に加え、昨今の情勢を踏まえて編成いたしました令和8年度当初予算案は、一般会計が123億4,000万円、特別会計が4会計で49億1,791万円、企業会計が1会計で4億894万円でございます。

本町が抱える諸課題を克服し、持続可能なまちづくりを着実に推進していくためには、堅実かつ安定した行財政運営を維持することが不可欠でございます。このため、将来を的確に見据えつつ、限られた経営資源を効果的に活用し、予算執行の適正化と効率化を図ってまいります。また、デジタル化の推進により、行政サービスの利便性向上と業務効率化に努めてまいります。併せて、日常生活圏域の拡大に伴って行政ニーズの広域化や多様化が進んでおり、サービス水準維持及び地域活性化等につながる事務事業につきましては、必要に応じて広域連携を検討してまいります。

結びに、住民の皆様の声を真摯に受け止め、知恵と工夫、そして柔軟な発想を結集しながら、より実効性の高い施策に取組み、より快適で、より暮らしやすい、魅力あふれる「ふるさと世羅」づくりに全力を尽くしてまいります所存でございます。

議員各位におかれましては、各議案につきまして慎重にご審議のうえ、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算概要につきましては財政課長から説明させ、提案説明とさせていただきます。

令和8年3月5日

世羅町長 奥田正和

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは別冊「令和8年度予算の概要」1ページをお開きください。

令和 8 年度予算の概要

1 一般会計の概要

当初予算案総額は、12,340,000 千円でございます。

前年度当初予算額と比較いたしまして 260,000 千円、2.2%の増加となりました。

本予算案につきましては、人件費の上昇や物価高騰等による経常経費、消防等の事務委託料及び一部事務組合負担金等の増加、さらにはデジタル化の推進に伴う関連経費の増加等により、2年ぶりの増額編成となっております。

(1) 歳入

町税につきましては、1,986,806 千円を計上いたしました。内訳は、町民税 694,358 千円、固定資産税 1,126,200 千円、軽自動車税 76,378 千円、町たばこ税 88,598 千円、入湯税 338 千円、その他 934 千円でございます。

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される地方譲与税につきましては、214,156 千円を計上いたしました。

県税として徴収され、市町に配分される県税交付金につきましては、利子割交付金 5,215 千円、配当割交付金 13,507 千円、株式等譲渡所得割交付金 19,307 千円、法人事業税交付金 39,228 千円、地方消費税交付金 448,833 千円、ゴルフ場利用税交付金 5,470 千円、環境性能割交付金 1 千円を計上いたしました。

国の政策によって生じる地方公共団体の一般財源不足を補てんするため、国が特例的に交付する地方特例交付金につきましては、41,680 千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、5,162,000 千円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしまして 174,596 千円、3.5%の増加を見込んでおります。内訳は、普通交付税 4,705,000 千円、特別交付税 457,000 千円でございます。

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設の設置・管理経費に充てるため、国が地方公共団体に交付する交通安全対策特別交付金は、2,099 千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては 1,077,754 千円を、県支出金につきましては 1,275,702 千円を計上いたしました。

町債は、過疎対策事業 507,200 千円をはじめとして 12 件総額 896,600 千

円を計上いたしました。

その他の収入につきましては、分担金及び負担金 118,395 千円、使用料及び手数料 107,418 千円、財産収入 57,059 千円、寄附金 60,001 千円、繰入金 493,350 千円、繰越金 100,000 千円、諸収入 215,419 千円を計上いたしました。

(2) 歳出

1 款 議会費

95,657 千円を計上いたしました。議会運営に係る予算でございます。

2 款 総務費

1,697,897 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、本庁舎・支所・自治センターの管理、広報せら作成、交通対策、IT管理、自治振興、移住・定住促進、町税の賦課徴収、戸籍・住民基本台帳事務、県議会議員選挙等でございます。

3 款 民生費

2,659,629 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、外出支援、自立支援給付費・児童手当・生活保護等の扶助、町立保育所の運営、私立認定こども園への施設型給付費、在宅子育て支援等でございます。

4 款 衛生費

2,293,036 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、各種健診、感染症予防対策、浄化槽設置・家庭用LED照明器具買替等に係る補助金、一般廃棄物対策、母子保健、医療体制維持、福祉医療等でございます。

5 款 労働費

10,000 千円を計上いたしました。

6 款 農林水産業費

1,164,089 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、農業委員会の運営、農林業振興等に係る各種補助金、有害鳥獣被害対策、畜産振興、土地改良事業、地籍調査、県民公園・農業公園の管理、林業振興等でございます。

7 款 商工費

282,498 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、商工業

の活力向上支援、観光施設の管理、観光振興対策等でございます。

8 款 土木費

1,161,302 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、県道・町道・河川の管理、町道改良工事、都市計画用途地域の見直し、公共下水道事業会計への繰出金、町営住宅の管理、住宅リフォーム補助金等でございます。

9 款 消防費

541,995 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、消防団の運営、防災行政無線の管理、三原市への消防事務委託、自主防災組織の活動支援等でございます。

10 款 教育費

999,049 千円を計上いたしました。主な事業内容につきましては、町立小中学校施設の管理、児童生徒の教育振興、社会教育の推進、図書館の運営、文化財保護、スポーツ・体力づくりの推進、学校給食センターの運営等でございます。

11 款 災害復旧費

2,906 千円を計上いたしました。

12 款 公債費

1,401,941 千円を計上いたしました。公債費は、これまでの長期借入金に係る償還元金及び利子でございます。

13 款 諸支出金

1 千円を計上いたしました。

14 款 予備費

30,000 千円を計上いたしました。

2 特別会計の概要

各特別会計の令和8年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

(1) 国民健康保険事業特別会計

当初予算案総額は、1,653,051 千円でございます。主な事業内容につきましては、保険給付、広島県への納付金、人間ドック等の疾病予防事業等でございます。

(2) 後期高齢者医療制度特別会計

当初予算案総額は、730,897 千円でございます。主な事業内容につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

(3) 介護保険事業特別会計

当初予算案総額は、2,524,318 千円でございます。主な事業内容につきましては、要介護認定、保険給付、介護予防事業等でございます。

(4) 介護サービス事業特別会計

当初予算案総額は、9,640 千円でございます。主な事業内容につきましては、介護予防ケアプランの作成でございます。

3 公営企業会計の概要

公営企業会計の令和8年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

(1) 公共下水道事業会計

当初予算案総額は、408,944 千円でございます。主な事業内容につきましては、公共下水道施設及び農業集落排水施設の管理及び設備更新工事等でございます。

以上、令和8年度当初予算案につきまして、その概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（高橋公時） これをもって、令和8年度施政方針と予算の概要についての説明を終わります。

日程第17 議案第11号 過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 議案18ページをお開きください。

議案第11号

過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持

統的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、町議会の議決を求める。

令和8年3月5日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展計画を定めることについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 先日の全員協議会において、資料でですね、実施事業の追加として、道の駅拡張整備事業を初めとする大規模投資を伴う案件が複数含まれておりました。こうした大型事業については、町民への十分な情報提供と理解の醸成が不可欠であり、費用対効果や将来の財政見通しを丁寧に精査した上で、別途議会への判断を得ることが重要であると考えます。

確認なんですけど、本計画は過疎対策事業の活用可能とするための包括的な枠組みを定めるものであり、個別事業の具体的な実施や規模、時期までを無条件に承認するものではないという理解でよろしいか。明確なご答弁をお願いします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。ただいま矢山議員からいただいたご示唆のとおりでございます。この過疎計画へ掲載している事業につきましては、ハード事業、ソフト事業を問わず、現在実施している事業、または実施を予定している事業の内、過疎対策事業債の対象となりうるもの、または過疎債を使う可能性のある事業について掲載をしているものでございます。

過疎計画に掲載している事業でございまして、毎年度予算計上する際は、

その事業効果、これは新規事業の場合は見込める事業効果となるかと思いますが、事業効果と財政状況をしっかりと見極めながら、慎重かつ計画的な事業実施が必要であると考えております。

議員にも言っていただきましたように、この事業を実施するにあたっては、集中と選択を常に意識しながら進めてまいり、この予算審査特別委員会、または新規事業の中でも影響の大きい事業につきましては、しっかりと議員各位の皆様にも説明の機会をいただき、しっかりと説明をした上で事業実施をしてまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 11 号 過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 12 号 世羅の宿ひがしの指定管理者の選定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 議案書 19 ページをお開きください。

議案第 12 号

世羅の宿ひがしの指定管理者の選定について

世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 26 号）第 3 条の規定により、世羅の宿ひがしの指定管理者の選定をすることについて、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅の宿ひがしの指定管理者に東自治会を選定したいので、世羅町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

世羅の宿ひがし

世羅町大字別迫 700 番地 1

2 指定管理者となるべき団体の名称等

東自治会

会長 平谷 昭彦

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

以上で提案説明を終わります。

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 12 号 世羅の宿ひがしの指定管理者の選定については

原案のとおり可決されました。

この際、日程第 19 議案第 13 号 財産の無償譲渡についてから日程第 20 議案第 14 号 世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の「2 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 議案書 21 ページをお開きください。

議案第 13 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、町議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

農産物及び加工品の流通販売のために利用している大見ふれあい市場の土地及び建物について、大見ふれあい市場企業組合に無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求める。

1 財産の表示

	種 別	所 在	地 積
	土 地		世羅町大字安田字大迫 10179 番 2
		合計	3,854.83 m ²
大見ふれあい市場	種 別	詳 細	床面積
	建 物	世羅町大字安田字大迫 10179 番地 2	
		販売棟 便所棟	

		合計	114.30 m ²
(備考) 土地の附属物及び建物内の設備等を含む			

2 相手方

大見ふれあい市場企業組合

代表理事 貞政 英治

続きまして、議案 23 ページをお開きください。

議案第 14 号

世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 112 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

大見ふれあい市場の譲渡に伴い、世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 13 号 財産の無償譲渡について 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 13 号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 14 号 世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 14 号 世羅町ふれあい市場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 15 号 シャンテパーク新山設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 議案書 25 ページをお開きください。

議案第 15 号

シャンテパーク新山設置及び管理に関する条例を廃止する条例

シャンテパーク新山設置及び管理に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 115 号）を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

提案理由でございます。

シャンテパーク新山を廃止するため、シャンテパーク新山設置及び管理に関する条例を廃止することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番(宗重博之) (挙手)

○議長(高橋公時) 4番 宗重博之議員。

○4番(宗重博之) 4点質問させていただきます。

廃止に至った直接的な理由は何でしょうか。2点目、廃止以外の選択肢をご検討されましたか。3点目、この廃止後、当施設はどのような位置づけになりますか。最後に4点目、これは、住民利用は継続可能でしょうか。

○商工観光課長(山崎 誠) 議長。

○議長(高橋公時) 商工観光課長。

○商工観光課長(山崎 誠) お答えいたします。まず廃止に至った理由でございますけれども、以前はステージ等もございまして、設置当初、催し物もされておりましてけれども、また近年はキャンプブームもございまして一定の利用がございましたが、ブームも落ち着きまして、また施設が非常に老朽化しております。そういった中で、また昨今のクマ出没の被害の情報、そういったところから利用者が減ってきておりますし、また施設の安全、また来場者の、利用者の方の安全確保、そういった面からも非常に心配がされるところでございまして、廃止ということに決断をいたしましたところでございます。

これ以外の選択肢はなかったのかということでございますけれども、他の施設利用ということは想定はできませんでしたので、このまま廃止という形で提案するものでございます。

3点目の廃止後の位置づけでございますけれども、これはもう廃止ということでございますので、普通財産として管理をしていくというものでございます。

4点目の住民利用はということでございますけれども、利用に供する施設ということにはなりませんので、特段のここの利用をしてくださいということには

至らないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○10番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） このシャンテパークの設管条例を廃止してもですね、残地が残るわけですね。今先ほど言われました普通財産として。この普通財産をどのように管理されるのか。また、シャンテパークの頂上には見晴らしのいい展望台としても皆さん、楽しまれているわけなんです。その間には、町道で結ばれております。町道の維持管理をどのようにされるのかお伺いします。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 管理につきましてお答えをいたします。まず頂上部分の今のステージにつきましては、今すぐいろいろな防災行政無線ですとか、そういったもののアンテナ等もございまして、そちらにつきましてはすぐ撤去はできません。

あと管理につきましてですけれども、今の山林の部分はほとんど保安林となっております。そういった関係で山林としての管理を続けてまいるということでございます。あと道につきましては、途中までが町道でございますけれども、シャンテパーク入口の手前から施設の道と、シャンテパークの構内道路というような位置づけで今ございます。これにつきましては、まだ山の頂上付近には電波施設、いろいろなテレビとかラジオの放送施設があります。そういったところでの通行は、この管理の上で必要最小限の部分での管理ということになるかと思っております。以上でございます。

○10番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 関連するんですけど、その管理費は、この予算書のどこにこの先計上されますか。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えします。次年度以降の予算ということで、

受止めますけど、次年度以降の管理ということで、まず次年度8年度予算につきましても、今提案をさせていただいておるところでございますけれども、速やかに老朽した施設、危険な建物につきましては解体をする、そういった費用を計上しておるところでございます。以上でございます。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。樹木等がどうかというところだろうと思っておりますけれども、その点につきましては、他の施設等含めた一定の管理が必要であればということでも思っておりますけれども、特段シャンテパークに充てての費用としては組んでない状況でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第15号 シャンテパーク新山設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は2時55分といたします。

.....

休 憩 14時35分

再 開 14時55分

.....

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第22 議案第16号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 27 ページをお開きください。

議案第 16 号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例（平成 16 年世羅町条例第 54 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

広島県から移譲されていた事務の一部について、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成 11 年広島県条例第 34 号）の一部改正により対象事務から除外されたため、世羅町手数料条例（平成 16 年世羅町条例第 54 号）第 2 条中、関係する種類及び金額の一部を削除することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 16 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 17 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） 議案 29 ページをお開きください。

議案第 17 号

世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年世羅町条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）の公布により、世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4 番 宗重博之議員。

○4 番（宗重博之） 本改正は、公職選挙法施行令の改正に合わせたものとして理解いたしました。しかし国が変えるから変えるというのだけでは私は納得できないので、町としてこの改正の目的は何なのか。いわゆる候補者の負担を軽くするためのものなのか。あるいは公正な選挙を守るためのものなのか。その見解をお聞かせください。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） お答えをいたします。今回の改正につきましてはあくまでも上位法の改正ということで、国と同額に合わせて改正をさせていただいたものでございます。議員ご指摘いただきましたように、今回の公職選挙法の施行令の改正があった場合における改正ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 17 号 世羅町議会議員及び世羅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 24 議案第 18 号 世羅町公告式条例の一部を改正する条例から日程第 26 議案第 20 号 世羅町税条例の一部を改正する条例についての「3 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） 議案 31 ページをお開きください。

議案第 18 号

世羅町公告式条例の一部を改正する条例

世羅町公告式条例（平成 16 年世羅町条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）及び行政手続法第 15 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）の改正に伴い、世羅町公告式条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

議案 33 ページをお開きください。

議案第 19 号

世羅町行政手続条例の一部を改正する条例

世羅町行政手続条例（平成 16 年世羅町条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）及び行政手続法第 15 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）の改正に伴い、世羅町行政手続条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 議案 36 ページをお開きください。

議案第 20 号

世羅町税条例の一部を改正する条例

世羅町税条例（平成 16 年世羅町条例第 48 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布に伴い、世羅町税条例を改正することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 18 号 世羅町公告式条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 18 号 世羅町公告式条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 19 号 世羅町行政手続条例の一部を改正する条例について討論はあり

ませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 19 号 世羅町行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 20 号 世羅町税条例の一部を改正する条例 について討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 20 号 世羅町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 21 号 世羅町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 議案 38 ページをお開きください。

議案第 21 号

世羅町手話言語条例の制定について

世羅町手話言語条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月5日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

手話が言語であることへの理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を図り、全ての町民が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた施策を推進するため、世羅町手話言語条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 本条例については手話が言語であることを明確にし、ろう者の意思疎通の権利を尊重する理念を示すものであり、その意義は大きく、その方向性は重要であると受止めております。一方で、私は今定例会の一般質問において、災害時における視覚聴覚障害者への情報伝達とコミュニケーション支援について取上げております。賛否を判断すべき重要な議案であることから、何点か踏み込んで伺います。

まず、なぜ今、条例なのか。町の制定理由の本気度を伺います。

本町がこの時期に条例制定を行う理由についてです。全国的にも制度が制定が進み、47都道府県のうち41都道府県で制定され、多くの市町村でも条例化が進んでおります。県条例制定の流れを受けたものなのか、それとも本町独自の課題認識に基づく主体的判断なのか。条例制定に込めた町の思い、目指す姿、到達目標は何か。そして、条例を制定することで、本町は具体的に何を变えようとしているのか。明確に伺います。

続いて災害時の実効性について3点伺います。本条例は、避難所運営や防災計画を含む個別の施策の上位に位置づけられる理念条例であると理解しております。そこで伺います。まず、本条例の制定により、既存の避難所運営マニユ

アルや防災計画は見直されるのか。2点目、条例を受けて情報保障の位置づけを明確化し計画体系の中に格上げしていく考えはあるのか。

最後に条例があることによって、防災施策は具体的にどう強化されるのか。本条例が制定されたにも関わらず、防災計画等に具体的に反映されないのであれば、実効性は担保されないと考えます。提案された福祉課として、条例と防災計画をどのように接続させるのか、認識を伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。条例制定の目的、本気度について初めにお答えします。

本条例は広島県を含め現在、県内7市町で制定済みでございます。世羅町が8市町目となります。町内には現在49名の聴覚障害者の方が手帳を所持しておられます。

町では手話奉仕員養成講座の開催等も社会福祉協議会と連携して行ってきましたが、現在世羅町内には手話通訳者がおられず、講座終了後のステップアップも難しい状況がございます。また町主催のイベントには手話通訳が配置されることが少なく、聴覚障害の方々が地域の行事に参加しづらいという環境にありました。そういった状況をこれまでも一般質問をいただきながら、条例制定に向けて障害者団体の皆様、また関連福祉団体の皆様から1年間かけて意見聴取をする中で、丁寧な意見聴取を行った上で、本3月定例会においての議案上程の運びとなりました。

続いて条例の到達目標についてでございます。手話言語条例の効果と意義につきましても、制定後の周知と実行に向けた取組みがあつてこそ実感できるものと考えます。地域で手話を学びたい方、その方が、時間が合わずに、講座に通うことができないといった声をたくさんいただいております。来年度は、誰にでも始めやすい手話講座というのを開催を予定をしておりますが、そういった手話に触れる機会を増やしていきたいと考えております。令和8年度はそんなきっかけを提供できる取組みをまずは進めていきたいと考えております。

最終的には、ろう者の意思疎通の保障や、手話を学ぶ機会情報アクセスの拡充、そして地域社会における共生の促進。手話文化の保存と普及、そういった

ところを、到達目標にしております。

また災害時の対応についてですが、聴覚障害者の方にとって、災害時の情報収集や一時避難所でのコミュニケーションは大きな不安の種と思われます。町では、筆談ボードでの対応を用意しておりますが、全ての障害のある方へ災害時の情報伝達方法の工夫は必要と考えております。

例としまして、災害コミュニケーション支援ボードの導入も検討をしたいと考えます。またどういった支援が必要なのか、当事者の方々、また障害者団体の皆様と一緒に考えて訓練をする機会も必要と考えております。

地域防災計画の避難所運営マニュアルにつきましては、本条例制定後には福祉課からの意見反映を行っていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 使用環境整備の具体性について伺います。手話を言語と明記する以上、本条例は福祉施策の1分野にとどまらず、行政運営全体に関わる課題であると考えます。そこで伺います。来庁者への窓口対応については、特定の科に限定するのではなくて、全庁的な体制整備が必要ではないかと考えますが、どのように進めていくのでしょうか。

次に、職員研修については福祉部門にとどまるのか、それとも全職員を対象とする考えなのか、そして、これらを実効あるものとするため、総合部門を含めた庁内横断的な推進体制はどのように構築されるのか。さらに伺います。本条例に基づく環境整備については、最終的にどの部署が中心となり、責任を持って全庁的に推進していくのか、その責任体制を明確にお示しください。理念を具体的な行政運営の変化につなげる工程と併せて見解を伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。現在世羅町の行政内部におきましては窓口へ軟骨伝導イヤホンの配置や、また福祉課におきましては筆談ボードの設置などをして、意思疎通の支援に努めておるところでございます。今後におきましても、福祉課の発信といたしまして、全庁的に意思疎通の支援に取

組むこととしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 3回目の質問です。制定による効果と検証について2点伺います。条例を制定することで、町民への啓発はどのような形で具体化されるのか。条例制定後、たとえば3年後に検証するとした場合、どのような指標や状態をもって成果と評価するのか。理念の宣言にとどまらず、実際に町を変える実効性ある条例として前進させていく意思があるのか詳しく伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） お答えいたします。住民への周知といたしましては、令和8年度啓発パンフレットの作成や、町広報紙での周知、また手話条例制定記念イベントの開催、そういったものを検討しております。また社会福祉協議会と連携して、初心者向けの手話講座の実施、そういったもので啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

また町内には二つの手話サークルがございますが、手話サークルの皆さんと意見交換をしたり、また身体障害者福祉協会、広島県ろうあ連盟等の各種団体との連携をしながら、今後の施策の進め方、また住民啓発のあり方についても意見の情報交換をしてまいりたいと考えます。

また3年後の指標でございますが、来年度世羅町福祉計画の見直しの時期になりますので、その3年間の福祉計画の見直しの中で関係者、関係団体の皆さん、また委員の皆さんから、意見を頂戴しながら3年後の目標設定をしてまいりたいと考えます。以上でございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より担当課長からの答弁に、全庁組織的な観点から、充足答弁を行わさせていただきたいと存じます。

冒頭より提案内容にもありますように、手話は言語の一つでございます条例の理解と周知、使用する環境をしっかりと通じる中で障害の有無に関わらず、

共生社会のいわゆる一層の機運の醸成はもとより、それを目指していく自治体の条例としっかり認識をする必要があると受止めておるところでございます。重ねて町全体の取り組みとして、それぞれのセクションで、それぞれの職場で何ができるのか、そういったところをスタートを切る一つの条例制定でもあると認識しております。受動的ではなく、能動的にこういった形を取組んでいくのか、それぞれに研修研鑽を重ねながら、それを取組んでいくことが、まずは肝要であると位置づけ、スタートを条例制定とともに切っていきたい、そのように認識をしておるところでもございます。明確な責任、セクションというよりは、全体の課題として、しっかりと条例制定を機に受止めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 今、手話講座を開くというお話がありましたけれども、これについてオンラインでも参加できるような形を考えていただけると、もっともっとたくさん参加していただける方が増えるのではないかというふうに思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） お答えいたします。広く皆さんに参加していただきやすい時間帯での開催、またオンラインでの講習の受け方、そういったことも委託先の社会福祉協議会と連携しながら検討して導入してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 21 号 世羅町手話言語条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 22 号 世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 議案 41 ページをお開きください。

議案第 22 号

世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について

世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の理解及び利用の促進を図り、全ての町民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らせる地域共生社会の実現のため、世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 本条例の位置づけについて3点伺います。本条例は、障害の特性に応じた情報の取得及び意思疎通の確保について定めるものでありますがそこで確認いたします。

まず、本条例は理念を示す宣言条例なのか、それとも今後の障害者施策を実際に動かしていく軸となる条例なのか。

2点目、条例制定により、具体的に見直す施策はあるのか。施策の優先順位や予算配分に影響を与えるものとするのか。

3点目、先ほどの手話言語条例との関係について伺います。本条例は、より包括的な情報保障を定めるものと理解しておりますが、両条例の役割分担は、どのように整理されるのか。重複や、形骸化を防ぐための運用上の考えを明確に伺います。本条例を、町の施策を実質的に前進させる条例として、全町的に位置付けるのであれば、その推進体制および最終的な責任の所在をどのように整理されるのか、明確に伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。本条例の制定の目的についてでございます。本条例は障害の種類や程度に応じて必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて町民の皆様の関心と理解を深め、そして情報通信技術の活用を含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境作りを進めるために制定するもので、施策の軸となる条例でございます。

本条例のこれまでの施策に至りますこれまでの課題についてでございますが、町内には現在 661 名の方が身体障害者手帳を所持されておられます。第3次障害者基本計画を策定しました。令和5年度に皆様からアンケート調査を行ったところ、障害や福祉サービスに関する情報の取得について、取得しにくいといった声が多数ございました。令和4年に国の法律が施行され、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を図る必要があると考えて新しい基本計画へ新規の取組みとして現在の計画へ掲載をしております。

全ての人にとって障害の有無や年齢に関わらず必要とする情報を容易に入手

していただき、その情報を活用して滞りなく意思を伝え合うことは、日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠であり、尊重されるべき権利でもございます。情報通信技術が発展する今日において、障害の有無や程度に応じた意思疎通に係る手段がまだまだ町内において不十分であること。手段があっても、社会における理解や配慮が不十分であるために、情報の取得や利用や、また意思疎通の場面で障害のある方が困難を感じているという実態が本町にもございます。

そのため町民1人1人が、こういった意思疎通、条例の重要性について、まずは知っていただいて、町民、事業者、行政が連携して、先端的な技術を初めとする情報通信技術の活用も含め、多様な意思疎通に係る手段について利用しやすい環境作りを進めていかなければいけないということで見直す施策についてはたくさんあると思います。またそれに関わる予算配分も来年度行うようにしております。

町の施策を全町的に進めるためには、まずは福祉課で条例制定を起こして、また全町的に声掛けを行いながら、障害のある人ない人、皆様がですね、同時に情報を取得して、そして意見を述べていただくような環境の配備に努めていく必要があると考えます。

必要な配慮やコミュニケーションの手段はまた皆様それぞれに違っておりますので、相手の方がどのようなコミュニケーションの方法を求めているのか、そういった学習研修の場も総務課の職員研修の場を合わせてですね、一緒に取り組みを進めていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 次は多様な先ほど言われました、多様な障害特性への対応について2点伺います。

障害特性によって必要とする情報伝達のあり方は、言われたように大きく異なります。聴覚障害の中でも手話を使用しない方がおられ、また視覚障害、知的障害、発達障害などそれぞれに応じた支援が求められます。その具体的手段として、筆談、要約筆記、音声読み上げ、ICTの活用などさまざま考えられますが、理念を実効ある体制整備につなげることが重要であると考えます。そ

こで、担当の福祉課として伺います。本町は現状の情報保障体制の課題をどのように認識しているのか、どの分野から優先的に整備を進める考えなのか。

2点目条例制定後、具体的な行動計画や推進計画を策定する考えはあるのか、そしてそれはいつまでにどの水準を目指すのか。理念を具体的な整備計画につなげるにあたり、福祉課が中心となり、全町的にどう推進していくのか、明確に伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。議員ご指摘のように必要な配慮やコミュニケーションの手段は、障害のある方それぞれに異なります。聞こえない方聞こえにくい方への手話や要約筆記、筆談など、また見えない、見えにくい方には点字、拡大文字、読み上げ、音訳、代読といった支援、また発達障害や知的障害のある方につきましては、コミュニケーションボードやわかりやすい表現、絵図や身振り手振り、ゆっくり話す。そういった接客の対応というものが全庁的に求められてくると思います。

優先的に行うという優先順位はなかなかつけがたいものではございますが、昨今全国各地で大規模な自然災害が発生しております。防災や減災の対策を推進していく上で、障害のある方など要配慮者への取組みは大変重要と考えております。命に関わるものでございますので、避難に支援を要する方の個別避難計画の作成を進めるとともに、デジタル技術の活用を含めて、より伝わりやすい防災情報の提供に努めるなど、災害時に要配慮者が安全に安心して避難できるよう、防災担当の総務課と連携して取組む必要があると考えます。今後とも住民の尊い命と財産を守ることを第1に、誰1人取り残されない防災のまちづくりも含めて、実のある条例にしていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 22 号 世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 23 号 世羅町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 議案 45 ページをお開きください。

議案第 23 号

世羅町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

世羅町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正により、新たな給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る運営の基準について定めるため、世羅町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、町議会の議決を求める。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3 番（矢山 靖） (挙手)

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 昨年12月議会において、先ほども説明ありましたが、設備及び運営に関する基準を定める条例が可決され、現在は4月実施に向けて準備が進められているものと理解しております。その際、私は制度の理念は理解しつつも安全体制や職員配置の不透明さ、施設面の課題など、十分整理されているとは言えないと判断し、反対いたしました。

今回は運営に関する基準のみの制定であります。設備基準と一体となって安全性が担保されるべきと認識しております。そこで本日は12月議会で私が指摘した課題が、制度設計としてどのように整理されているのか。この点をまず中心に確認いたします。

一つ目です。人員配置計画について具体的にお示してください。12月議会では、一時預かり担当職員を振り分けて対応すると説明ありました。面談、保育計画作成、記録作成等の業務時間はどのように設計されているのか。そして、運営リスクの整理について、開始後に対応するのではなくて、開始前に、設計されているかを伺います。在園児の保育に影響が出た場合の優先順位は整理されているのか。想定外事案発生時の判断フロー、これは定められているのか。明確な答弁を求めます。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えします。まず人員の配置についてでございます。現在、公立保育所のほうで実施していくことを計画しておりまして、定期的に所長、係長が集まって実際にどうお預かりしていくのかというところを詰めてくれているところでございます。

今想定しておりますのが、担任を持っている保育士はやはりつけられないと考えておりますので、係長を中心な対応になると考えております。また、係長中心にあっても3保育所ございますので、その中での応援体制についても検討しておりますし、子育て支援課の中におります保育士も応援ができるんじゃないかと考えております。

それから面談についての事務の負担についてでございます。事前面談につきましては、30分以上の実施が義務づけられております。事前面談では、制度の

基本事項を示したり、アレルギーや既往症、予防接種の状況など健康状態でありますとか、子どもさんの好きな遊びであるとか、子どもの生活状況を把握する必要があります。またその制度の基本事項につきましては、集合形式で行うことも認められておりまして、その際は個別の面談は15分以上であれば加算対象になるということになっております。また、オンラインでの面談も認められておりまして、専門職である保育士でありましたら初めはちょっと混乱するかもしれませんが、慣れていただければそこまで大きな負担はないものと考えております。

リスクについてでございます。やはり設備の問題、今、皆集まって検討していただいております、ベッドの準備であるとか、あとそうですね、温度が設定できるようなポットの準備であるとか、あとクッションのマットの準備であるとか、その辺の準備を定期的に集まって協議をしているところでございます。在園児の影響でございますが、やはりせっかく慣れてきた在園児のところに初めて来た乳児が入りますと、どうしてもその子が泣けば、せっかく慣れている在園児にも影響があるということは考えられますので、1回目はやはり別の部屋で見えていただいて、慣れてきたらやはり子どもとの関わりが大変大切であると考えておりますので、在園児との合同の保育のほうも考えてまいりたいと思っております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第23号 世羅町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 24 号 世羅町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 59 ページをお開きください。

議案第 24 号

世羅町債権管理条例の制定について

世羅町債権管理条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

町の債権管理について統一的な処理基準を定め、その管理の適正化を図るため、世羅町債権管理条例を制定することについて、町議会の議決を求める。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） この条例は、町の債権を公平かつ効率的に管理し、回収すべきものは厳正に回収し、回収不能なものは整理するためのルール整備を目的と理解しております。しかし、債権管理は財源確保の問題であると同時に、町民の生活と向き合う重要な問題です。生活再建を壊す徴収は本末転倒であり、支援と徴収は一体であるべきと考え、町の見解を伺います。

まず公平性の定義確認です。条例は住民負担の公平性の確保を目的としています。しかし私は公平とは、一律の徴収強化でなく、払えるのに払わない人、払いたくても払えない人を、丁寧に区別することにあると考えます。町はこの両者をどのような基準で区別し、どのように運用していくのか伺います。

もう一つ、生活実態把握の具体策についてです。債権放棄の要件には、生活困窮等が示されております。その判断は、どのような調査や基準に基づいて行われるのか。債権管理会議の設置と、全協時のときにも説明ありました。この債権管理会議は単なる財政処理の場でなくて、生活実態を踏まえた総合的な判断の場となるのか。また、生活実態の把握については、福祉部門との連携は欠かせません。どのように連携するのか伺います。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） 税務課のほうからお答えさせていただきます。まず、1点目の住民負担の公平性の確保についてでございます。払えるのに払わない、払いたいけど払えないという実態基準をどう考えているのかということだと考えております。

まず、債務者が滞納された場合には、まず条例にもありますように督促を行わさせていただきます。期限を制定して、督促をしなければならないというふうに規定しております。しかし、督促しても納付がない場合もございます。そうした場合には、債務者と折衝することとなります。それは電話であったり、郵送であったり、訪問ということが考えられます。

ただ、納付の交渉を行う目的といたしましては、住民負担の公平性を確保するためにも、確実に納付してもらうことが必要だと認識しております。

今後の滞納解消に向けての実効性のある納付計画を作成するためにも、債務者の生活状況や、債務不履行の原因、なぜ起きているのか、詳細に聞き取る必要があります。

また、非強制徴収公債権、いわゆる公債権と私債権の場合では、公債権の場合には、財産調査権が認められておりますけども、私債権の場合には認められておりません。そのためにも、聞き取りによる収入状況や預貯金の状況など情報収集が必要と考えております。

また、基準についてでございますけれども、現在のところ基準を設けることは考えておりません。その債務者の家族構成、収入状況、不動産の取得状況など、生活実態状況が異なってまいります。そのためにも、再三、お答えしますが、債務者からの聴き取りや客観的な書類の提出をいただき、債権管理会議で判断

することとなると考えております。

また、生活困窮ということが先ほど言われておりましたけども、現在、税務課のほうにおきましても徴収するにあたり、生活困窮者の方もおられます。そういった方につきましては、関係部署、福祉課にはなりますけども、福祉課のほうへ情報共有をさせていただき、そちらのほうの支援が必要ではないかということで協議も現在行っている状況でございます。

また、生活する上でも、全て差し押さえをするということは考えておりません。こちらのほうにつきましては、憲法第 25 条で確保するためにも、民事執行法がございます。この民事執行法の第 131 条には、債務者の生活を維持するために必要なものは差し押さえの禁止がございます。

また、152 条につきましては、金銭的な債権についても差押禁止債権が謳われております。こういったように、民事執行法に基づき執行することとなると考えております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑ありませんか。

○3 番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 憲法第 25 条のことも私も気にはなっておりました。今言われた答弁があったのでこれはいいんですが、債権放棄の透明性について伺います。債権放棄は、財産権に関わる重大な判断です。判断基準や債権管理会議の運営はどの程度公開されるのか。議会への報告はどのような形で行われるのか。条例運用の基本姿勢を含め、明確な見解を伺います。

○税務課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（小林英美） お答えいたします。債権放棄の透明性についてでございます。債権管理会議を開催することとしておりますけども、こちらの協議内容について公開するのかということだと思いますけども、こちらの会議につきましては、債務者の氏名、住所、また財産の状況など、個人が特定される状況を扱うため、現在のところ非公開とさせていただくこととしております。

また債権放棄後の議会への報告につきましては、債権放棄後の報告となります。こちらは決算の時期に合わせて報告することとなります。債権の名称、債務

者、債権額、放棄した理由ということをお報告させていただき予定としております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

○10番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 債権管理会議でちょっとお伺いしたいと思うんですけど、この会議の開催の趣旨は、キャップは誰がキャップで、招集を誰がするのか。このあたりの流れを知りたいんです。

それともう1点は、たとえば、時効の援用するときの和解があると思うんです。その和解の内容はですね、会議で決めるのか、それとも担当課が決めるのか。取り扱いをどうするのか、この辺りちょっと教えていただきたいと思います。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。まだ具体的なところまでには検討ができていない状況もございますが、まず年1回は必ず現在の各課の進捗状況、取組み状況等把握する場として、開催をしたいと思っております。それから、このキャップにつきまして、キャップといいますか、代表、この会議の代表としましては副町長を据えまして、それから招集等については、事務局の部分につきましては、財政課において連絡調整等を行って、会議の開催等をしてまいりたいと考えております。

さらにまたこの会議におきまして個別の案件、たとえば先ほどの和解とか、債権放棄をすることというような状況につきましては、会議の場ですね、ある程度の個別の案件の内容は確認いたしまして、方針的な部分をその場で話し合い、個別具体のですね、たとえば和解に至る手続き等につきましては各課においてそれぞれ決裁を受けた上で、物事を進めていきたいというふうに予定しております。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 24 号 世羅町債権管理条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 25 号 世羅町建設事業分担金の徴収についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 議案 67 ページをお開きください。

議案第 25 号

世羅町建設事業分担金の徴収について

世羅町建設事業分担金徴収条例（平成 16 年世羅町条例第 136 号）第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度における建設事業について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を別表のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 8 年度施行の建設事業について、世羅町建設事業分担金徴収条例により、分担金を徴収する事業及び徴収すべき分担金の額を定めるため、町議会の議決を求める。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（矢山 靖） （挙手）

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 災害復旧事業について伺います。農地 25%、農業用施設 10%、林道施設 30%など設定となっておりますが、災害時は被災直後であり、経済的にも厳しい状況に置かれることが想定されます。災害復旧事業においても、これらの率を基本とする理由は何か。

被災者負担の軽減に向け、町として柔軟に対応する考えはあるのか。最後に、受益者負担の原則は理解いたしますが、近年の資材高騰や農業経営の厳しさ、さらには災害の頻発化を踏まえると、負担割合の運用については十分な配慮が求められると考えます。制度の趣旨を踏まえつつも、実情に応じた柔軟な対応を行うべきと考えますが、町の見解を伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） こちらに書いてあります表のとおり、分担金につきまして、個人の負担につきましては、たとえばでございますが、一番上段に書いてあります、小規模崩壊地復旧事業につきまして事業費の100分の20を乗じて得た額以内、つまり20%以内というふうに書いております。ここは議員おっしゃるとおりですね、この事業に限らずでございますが、たとえば降雨災害によりまして、激甚災害指定をされますと、当然でございますが、分担金がかなり減ってくる、またはなくなるということもございます。また、こちらに書いてないものもあります。たとえばでございますが、大型化の事業、具体的に言いますと世羅町で今行っております大型の圃場整備事業等につきましては県の主催事業になります。こういったところでは、かなりの負担率を押さえてあると。

また、ご承知のとおりため池等でございますね。

こういったことも県の方の事業に使いますと、かなりの個人負担が少ないもの、まだ全くないということもございます。こういったことはですね、今回出しているもの以外のこともありますので、実際に何かこういった被害がある、災害が起きてるということがあれば産業振興課のほうへ直接おいでいただきまして、ご相談をいただければと思います。それによりまして県、また町内の他の事業もいろいろ考えまして、皆さんの負担ができるだけ少ないように考えたいと

思っております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はございませんか。

○10番（藤井照憲） （挙手）

○議長（高橋公時） 10番藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 今回の対象が下から2番目の農業用水路等長寿命化・防災減災事業とこのように言われたと思うんですけど、この事業ぱっと見ですね。すごく公共性が高い。たとえば農業用水路で途中で止まってしまったら周りを巻き込んだ災害に発展すると。そのあたりを長寿命化させ、さらに減災対策とするという、そういった場合にこの20%というのは高すぎると思うんですよ。公共性の高い水路でこの率は、ちょっとどこを参考に、どういう根拠でこの20という数字を出されているのかお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 今回追加をしております事業でございますが、具体的に申し上げますと水路等のことでございますが、こういった整備に対しまして、大型化、かなりの高額な工事に対するものを対象とすると聞いております。

小さいものによりますと、上段で言いますと2番目に書いてあります小規模農業基盤整備事業、用水路・農道というところがあります。こういったところでございますが、これはあくまでも小規模化、ですから上限があります。補助金の金額に上限があるものでございます。今回追加をさせていただきますものは、大型化でございます。議員がおっしゃるとおり、現在ですね、町内圃場整備等をさせていただきまして、水路の延長もかなりの延長になっております。こういったところでは、こういった小規模事業ではお金が足りないということもありますので、こういった大きい工事に対して対応するものを載せております。

また地元負担金の率でございます。これはまず基本となるのはやはり県の補助金がいくら来るかと、%がいくら来るかということでございます。

今回の件につきまして、要望があったところにつきまして、もしこの事業を使わなかったら一番最下段にあります土地改良施設維持管理と、この事業、適正化事業ですね、こちらを利用するということになっておったそうでございます。こ

ちらですと地元負担割が 30%になります。

今回追加するものになりますと地元負担率が 20%ということになります。現在のところこの率が一番地元負担金が安いということにも聞いておりますので、この事業を入れさせていただくということでございます。先ほど言いましたように、当然でございますが、激甚災害とか指定されますと、こういったものはほとんど負担率がないという状態で整備ができるものと考えておるところでございます。

制度がいろいろ国の制度も含めましていろいろありますので、日々ちょっと更新をされておるようでございますので、その都度その都度お聞きをいただくほうが、正確な最新の情報を流せると思っておりますので、産業課のほうへご相談をいただきたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 他に質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。本案については、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。したがって、議案第 25 号 世羅町建設事業分担金の徴収については原案の通り可決されました。

この際、日程第 32 議案第 26 号 令和 8 年度世羅町一般会計予算から日程第 37 議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「6 件」を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第 26 号 令和 8 年度世羅町一般会計予算 から議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算 までの「6 件」については、委員会条例第 5 条の規定により「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。こ

れに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 令和 8 年度世羅町一般会計予算 から 議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算 までの「6 件」については、「11 名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員
4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
10 番 藤井照憲議員 11 番 田原賢司議員

以上「11 名」を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました「11 名の議員」を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、本日本会議終了後、この場所において、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、予算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

以上で、本日の日程は、全て議了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、3 月 9 日午前 9 時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 1 6 時 4 3 分